

# 政策資料

No.265

《復刊160号》  
1988年10月1日

巻頭言 永井孝信 .....1

## 〈特集〉

### 税制・リクルート疑惑関係

- 不公平税制是正の共同提案 .....2
- 参考資料 .....5
- 社・公・民書記長会談合意事項 .....21
- 与野党書記長・幹事長会談合意 .....21
- 共同申し入れ（リクルート） .....21
- 「リクルート疑惑」追及の現段階 .....22

## 〈資料〉

- 04 ○福島第一原発4号炉問題について .....29
- 「88年度防衛白書」に関する談話 .....30
- 89年度建設省予算の概算要求に関する  
申し入れ .....31
- 89年度国土庁予算の概算要求に関する  
申し入れ .....33

- 牛肉・オレンジ等自由化に伴う対策に  
ついての申し入れ .....34
- 農業危機を克服する政策提言 .....37
- 動燃事業団の放射性廃棄物放置問題に  
関する申し入れ .....38
- 韓国との友好・交流に関するプロジェ  
クト、中間報告 .....39
- 「日韓関係についての見解」 .....40
- 日本政府の対朝鮮制裁措置の解除につ  
いて（談話） .....41

## 今日の焦点

- 1988年度『経済白書』を読んで .....42

日本社会党政策審議会





## 現実をにらみ 整合性ある政策を

永井孝信

政策審議会副会長

自民党には内外に有名?をはせた失言幹部がいる。かつて通産大臣のときに、野党の政策について「現実性も実現性もない、そんなものにだまされるな、魚が毛針に釣り上げられるようなもの」と暴言を吐いて大臣を辞めた。

同じ人が、つい最近同じ主旨の発言をしたが、これは自民党の本音であろう。

三〇〇議席をもつ与党に、できないことは何一つない、という思い上りである。

社会党は野党第一党として、国民のニーズに応え、国会の開催毎に、数多くの議員立法として法案を提出してきている。

もちろん社会党が政権を握れば、これらの法案が容易に成立することとは自明の理ではある。

しかし、その法案が、国民多数の理解と賛同を得る内容であつて、現実に遊離せず、整合性があれば、三〇〇議席を有する自民党を相手にしても、実現させうると確信する。

もしも、我々の政策立案過程において、「どうせ野党だから、実現はむづかしいのを承知で」という安易さがあるとすれば、社会党的政策は国民から見放され、運動も停滞し、党勢も低迷する。

当たり前のことではあるが、これらのことと日常的に議員も党員も自戒しなければならない。政策闘争の形骸化は自殺行為である。

今、国会は、究極の大増税といわれる新消費税と正面から我々は対決している。議会における取り組みの戦略戦術については、賛否

両論で、多くのご批判もいただいているが、常に求められるのは、

社会党としての具体的政策にあることは間違いない。福島知事選挙、

参議院補欠選挙で、新消費税反対の人が、七〇%を超え、賛成は僅か一八%という有権者の意思が世論調査で明らかになつてゐるの

に、選挙結果は全く逆であつた。

社会党的政策が信頼されなかつたからなのか、これから検証が待たれるが、はつきりしてゐることは、より大胆に、より緻密に政策に取り組むことである。

しかし、こと、労働問題に限らず、三〇〇議席にあぐらをかき、庶民のくらしに真剣に目を向けない自民党に失望しながらも、すり寄つていく人々が、社会党に文字通り信頼を寄せていただくことの

結果で、多くのご批判もいただいているが、常に求められるのは、社会党としての具体的政策にあることは間違いない。福島知事選挙、参議院補欠選挙で、新消費税反対の人が、七〇%を超え、賛成は僅か一八%という有権者の意思が世論調査で明らかになつてゐるの

に、選挙結果は全く逆であつた。

社会党的政策が信頼されなかつたからなのか、これから検証が待たれるが、はつきりしてゐることは、より大胆に、より緻密に政策に取り組むことである。

私は、第一〇九国会で、施行後初めての大改正といわれた労働基準法改正に心血を注いできた。労

働団体や、学識者のご意見に深く耳を傾け、他野党にも協力をいたた

だいて、不十分ながらも、働く者の立場からの要求を実施させることができた。第一一二国会においては労働組合法の改正で殆んど一〇〇%、労働側の要求を実現させた。しっかりとした政策要求では、成果をあげうことの一つの証しだと、うぬぼれではないがそう思っている。

そして、今、外国人労働者問題を取り組んでいる。

日本の閉鎖性がよく国際的に問題になるが、こと労働力といふことになれば、日本国内の雇用政策、外国人労働者の人権問題、日本の社会保障政策の適用、教育など多くの難題にぶつかる。困難に押し流されずがんばりたい。

しかし、こと、労働問題に限らず、三〇〇議席にあぐらをかき、庶民のくらしに真剣に目を向けない自民党に失望しながらも、すり寄つていく人々が、社会党に文字通り信頼を寄せていただくことのできるよう、全力投球あるのみ。

(ながいたかのぶ・衆議院議員)

# 特集

## 税制・リクルート疑惑関係

一九八八・八・一七

### 不公平税制是正の共同提案

日本社会党政策審議会長 伊藤茂  
公明党政策審議会長 坂口直人  
民社党政策審議会長 米沢隆  
社会民主連合政策委員長 菅直人

いま政府は、消費税導入をはじめとする税制改革六法案を、この臨時国会で成立させようとしている。われわれは去る六月に「税制の抜本的改革への共同見解」を発表し、竹下内閣が税制改革の理念と目標を国民に語ることなく、ただ「始めに大型間接税ありき」の姿勢で公約に違反する税制法案の成立を急いでいることを強く批判するとともに、国民合意の税制改革をめざし共同して努力していく

ことを表明したが、当面する情勢のなかでとくに重要な焦点となる不公平税制是正について、各党の政策をふまえつつ、ここに共同の提案をおこない、その実現を政府・自民党に強く要求していく。

#### (1) 不公平是正是税制改革の最優先課題である

国民合意の税制改革のためには、まず、不公平税制是正にとりくむ決意を全会派が一致して表明することが必要である。その基本的な姿勢のうえに、いま国民各界から指摘されて

は不公平」としている現状を開拓するために「不公平一掃宣言」をめざす作業を、優先して展開することが必要であると考える。政府案は国民が強く求めている不公平是正について極めてなおざりであり、真剣な努力がみられない。われわれは、税制改革のあるべき手順はまず徹底的な不公平是正、そして行財政構造の見直しと中長期の明確な展望、福祉政策の長期展望が求められており、拙速をやめ時間をかけて国民合意の改革をはかるよう主張してきたが、まずは当面する優先課題として徹底的な不公平是正を政府・自民党に迫っていく。

#### (2) 不公平税制是正の具体的展開について

いる諸問題をとりあげ、具体的かつ現実的に内容とは正策を議論し、結論を得ることが求められている。そのために不公平是正を徹底論議する与野党協議の場を早急に設け、真剣な議論を展開するよう要求する。そこに以下のようなわれわれの具体案を共同して提示し、合意した内容は早急に立法化していくよう要求する。その際、不公平感を解消し国民合意を形成するために、関係当事者を含めた協議や専門家の参加による討議の場をつくる事が肝要である。

### (3) 主要な是正策Ⅱ—〇項目提案

#### ① 有価証券売却益課税

政府案の源泉分離、申告分離課税の選択制は「抜本改正」にも「原則課税」にも値しない場当たりの対応である。多くの人が選択すると予想される源泉分離では利益率5%と「みなし」で20%課税としており、売却額の1%が税額となり現在の有価証券取引税の上乗せと同じである。有価証券譲渡益についてはまず譲渡益の捕捉・名寄せを徹底するため納税者番号制の検討をすすめつつ、証券会社に対する売買報告の義務づけ、証券取引カード制の導入を具体化し、そのうえで総合課税を原則とし、当面捕捉体制の整備が実現するまでの間、譲渡益の20%の申告分離課税を行ふ。またリクルート問題などの再発をなく

すため、インサイダー取引のきびしい規制・未上場株の店頭登録のあり方などのルール改革等、証券取引法の改正を含め早急に改善措置を具体化する。特に、ルール違反の株上げ等の横行に鑑み大口短期の株式売却益への重加算税制度を創設する。

#### ② 土地税制

いま地価高騰などによって社会的不公平が拡大し歪みが広がっているなかで、資産課税のもつ意味が重要になっている。抜本的土地政策の一環としての土地税制についても、新たな対応と検討が求められているにもかかわらず、政府案では企業が借入金で土地を取得した際の利子の損金算入制限という極めて部分的な改正にとどまっている。われわれは国会に四党共同で「土地基本法案」を提出しているが、その見地から、土地税制の新たな対応を提案する。

すなわち、土地税制については固定資産税及び相続税についての土地の課税評価額を公示価格水準に一本化し、資産の格差が拡大しないよう土地税制を新たに再構築する。その際、個人・法人の居住権・営業権を阻害しないよう税率及び減免措置等について配慮する。

#### ⑤ みなし法人課税

源泉徴収を基本とするサラリーマン税制との制度的な違いのために中小企業における「みなし法人課税」にたいする不公平感が高まっている。これを解消する努力が求められていると同時に、日本の産業の大きな部分を占める中小企業・零細企業・個人法人などの保護・発展の視点も重要である。そのためには申告納税制と源泉徴収税制との間に不公平感が発生していることも検討が必要である。これらを開拓し、不公平感を形成するためには「みなし」という制度でなく税法本則での正当な対応、すなわちあるべき中小企業税制一個人企業・中小法人に共通した「小規模企業税制」の創設が適切な是正策である。

#### ④ 医師税制

政府は、昭和五四年の五段階特例措置採択にあたって、国会の全会一致付賛成議にあるように、あるべき「合理的な医師税制を検討する」ことが求められてきたにもかかわらず、その努力をしなかった。この際改めて国会の付帯決議の立場から合理的かつ公平な医師税制を構想しなければならない。すなわち、今後、社会保険診療報酬の適正化、医療水準の確保、地域医療の確立、実経費率などを勘案しつつ、特例を廃止の方針で段階的に見直す。

を行う。

## ⑥ 企業税制

法人税制の改革のために、貸倒引当金の法定繰入率を実態に合わせ段階的に引き下げ。初年度において三五%圧縮する。また支払配当軽課税制度を段階的に廃止して留保分の税率に一本化することとし、初年度は三二%から三五%への引き上げを実施し、受取配当益不算入制度について、受取配当不算入割合を段階的に五〇%まで圧縮することとし、初年度に八〇%に圧縮する。

## ⑦ 國際課税制度

二重課税を排除しつつ海外への不当な課税逃避に適切に対処するため、国外所得の割合の八〇%への圧縮、控除余裕額の繰越期間の二年への短縮、タックス・ヘイブン濫用規制の強化等を実施する。

## ⑧ 宗教法人等公益法人への課税

宗教法人等公益法人の行う収益事業の範囲を社会的公正にそろそろ拡大し、収益事業から非収益事業への移転に対する課税、金融資産などへの課税などのあり方を検討する。収益事業については、軽減税率を中小法人の税率に合わせるなど課税の適正化を推進する。また宗教法人等公益法人の認可を厳格化する。

## ⑨ 赤字法人の税負担のあり方

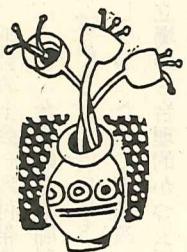
現在赤字法人が法人全体の大きな部分を占め、固定化している。しかしこれらの法人も

行政・社会サービスをうけている。赤字法人に適切な社会負担を求めるように、費用の損金算入の見直し、外形標準課税などを検討する。

また、赤字法人の株や土地売買によるキャピタルゲインについては分離課税を行う。

## ⑩ 個別物品税制の改革

現行の個別物品税制には多くの矛盾がある。そのため物品税のあり方については時代の推移にあわせてどうあるべきかの議論を重ねる必要があると考える。しかし現行の問題点を放置してきた、政府・自民党が国民の合意なしに一挙に消費税＝大型間接税の導入の口実にすることは承認できない。今後われわれは受益者負担、環境保全、省資源、消費抑制などの観点をふまえた個別物品税制の再構築を図ることをふくめ、国民の合意を図りつつ、時間をかけて検討する。



(参考資料)

不 公 平 税 制 檢 討 资 料

(注) ① 政策税制としては政策的配慮から、特別的に軽課ないし重課を行っていると考えられる事項である。

② 適用期限が空白の項目は、適用期限のないものである。

③ 措法は租税特別措置法、所法は所得税法の略。

大蔵省が「政策税制」として取り扱う項目 (185項目ある)

(日本社会党政策審議会)  
(所得税関係)

条 項	項 目	制 度 の 概 要	適用期限
一、貯蓄の獎勵等			
措法 3、3の2	○ 利子所得の分離課税等	15%の税率による分離課税	
3の3	○ 国外で発行された社債等の利子所得の分離課税等	15%の税率による源泉分離課税	
4	○ 老人等の少額公債の利子の非課税	額面300万円までの公債利子の非課税	
4の2	○ 勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の利子所得等の非課税	元本500万円までの財産形成住宅(年金)貯蓄の非課税	
5	○ 納税準備預金の利子の非課税	租税納付のための預金の利子の非課税	
8の2	○ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等	15%の税率による分離課税	
8の3	○ 国外で発行された証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等	15%の税率による源泉分離課税	
8の4	○ 株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税	35%の税率による源泉分離選択課税	
8の5	○ 確定申告を要しない配当所得	1銘柄10万円以下の配当の申告不要	
9	○ 配当控除の特例	株式投資信託の内益分配金の配当控除不適用	
29の2	○ 勤労者が受けける財産形成給付金等に係る課税の特例	原則として一時所得課税	
41の10~11	○ 定期積金の給付補てん金等の分離課税等	15%の税率による分離課税	
41の12	○ 償還差益に対する分離課税等	18%の税率による源泉分離課税	
所法9	○ 有価証券の譲渡所得の非課税	原則非課税	
9の2	○ 老人等の郵便貯金の利子所得の非課税	元本300万円までの郵便貯金の利子の非課税	

条項	項目	制度の概要	適用期限
所法 10	○ 老人等の少額預金の利子所得等の非課税	元本 3 0 0 万円までの預貯金等の利子の非課税	
7 6	○ 生命保険料控除	最高 5 万円 (個人年金保険料は最高 5 万 5 千円) 所得控除	
7 7	○ 損害保険料控除	最高 短期 3, 0 0 0 円、長期 1 5, 0 0 0 円の所得控除	
	二、環境改善、地域開発等の促進		
指法 2 9	○ 紹与所得者が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例	低利融資等による経済的利益の非課税	65. 12. 31
3 1 の 2	○ 優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	2 0 %の税率による分離課税	65. 3. 31
3 1 の 3	○ 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	4,000 万円以下の部分 2 0 %、4,000 万円超の部分 2 5 % の税率による分離課税	65. 3. 31
3 3 の 4	○ 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	3, 0 0 0 万円特別控除	
3 4	○ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	2, 0 0 0 万円特別控除	
3 4 の 2	○ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	1, 5 0 0 万円特別控除	
3 4 の 3	○ 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	5 0 0 万円特別控除	
37~37 の 4	○ 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	取得価格 (8 0 %相当部分) 引継ぎによる課税の繰延べ	65. 12. 31
3 7 の 5	○ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及 交換の場合の譲渡所得の課税の特例	取得価額引継ぎによる課税の繰延べ	
3 6	○ 講渡所得の特別控除額の特例等	特別控除の 3, 0 0 0 万円頭打ち	
3 7 の 6	○ 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	取得価額引継ぎによる課税の繰延べ	
37 の 7~9	○ 大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の 場合の譲渡所得の場合の譲渡所得の課税の特例	取得価額引継ぎによる課税の繰延べ	

措法41～41の3	○ 住宅を取得した場合の所得税額の特別控除 (住宅取得促進税制)	最高 20万円の 5年間税額控除	64. 12. 31
	五、内部留保の充実、企業体質の強化		
25の2	○ みなし法人課税を選択した場合の課税の特別	事業主報酬部分は給与課税、減税等はみなし法人課税	68年分
25の3	○ 青色申告控除	10万円の控除	
30の2	○ 山林所得に係る森林計画特別控除	収入の 20%特別控除	64年分
	六、その他		
6	○ 民間国外債の利子の非課税	償還期間 4年以上の民間国外債の利子の非課税	64. 3. 31
7	○ 特殊の外貨借入金等の利子の非課税	一定の外貨借入金の利子の非課税	64. 3. 31
7の2	○ 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税	いわゆるオフショア市場に係る利子の非課税	65. 3. 31
24	○ 開墾地等の農業所得の免税	開墾地からの農業所得 (年 300万円) の非課税 (耕作後 3年間)	67. 3. 31
25	○ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	肉用牛の売却による農業所得の非課税	65年分
26	○ 社会保険診療報酬の所得計算の特例	52～72%の5段階の経費率による所得計算	
31の4	○ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	4,000万円以下の部分 10%，4,000万円超の部分 15%の税率による分離課税	
35	○ 居住用財産の譲渡所得の特別控除	3,000万円特別控除	
36の2、36の5	○ 居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例	相続等により取得した一定の居住用家屋等の取得価格の引き継ぎによる課税の繰延べ	
38	○ 海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例	1,000万円特別控除	
40の2	○ 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の非課税	重要文化財等の譲渡所得の非課税	67. 12. 31
41の13	○ 民間国外債の発行差金の非課税	償還期間 4以上の民間国外債の発行差金の非課税	64. 3. 31



措法 4 4 の 3	○ 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却	3 0 % (建物等 1 5 %)	65. 3. 31
4 4 の 2	○ 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却	3 0 % (建物等 1 5 %)	64. 3. 31
4 4 の 5	○ 特定余暇利用施設の特別償却	1 3 %	64. 3. 31
	(底開発地域等における工業用機械等の特別償却)		
4 5 (一)	○ 底開発地域工業開発地区	1 6 % (建物等 8 %)	65. 9. 14
(二)	○ 農村地域工業導入地区	1 6 % (建物等 8 %)	66. 2. 28
(三)	○ 半島振興対策実施地域	1 6 % (建物等 8 %)	65. 3. 31
(四)	○ 過疎地域	1 5 % (建物等 8 %)	64. 3. 31
(五)(六)	○ 産炭地域	1 5 % (建物等 8 %) 新規閉山 2 2 % (1 1 %)	新規閉山 64.3. 31
(七)	○ 特定地域	2 2 % (建物等 1 1 %)	64. 3. 31
(八)	○ 沖縄の工業開発地区	3 4 % (建物等 2 0 %)	67. 3. 31
4 5 (七)	○ 沖縄の自由貿易地域	5 0 % (建物等 2 5 %)	67. 3. 31
	(新築貸家住宅等の割増償却)		
4 7 ①	○ 新築貸家住宅の割増償却	3 4 % (耐用年数 4 5 年以上 5 5 %)	64. 3. 31
4 7 ②	○ 特定再開発建築物の割増償却	2 4 %	64. 3. 31
5 5 の 5	○ 金属鉱業等鉱害防止準備金	事業団への積立額	65. 3. 31
5 5 の 6	○ 海洋油田・ガス田開拓準備金	次のうちいずれか少ない金額 ① 廃鉱費用の期間(又は採掘量)②信託額、③廃鉱費用 - 既 積立	65. 3. 31
5 5 の 7	○ 探石災害防止準備金	同上	64. 3. 31
5 5 の 8	○ 特定都市鉄道整備準備金	次のうちいずれか少ない金額 ① 指定法人への積立額 ② 工事総額 × 1/4 - 既積立額	65. 3. 31

条項	項目	制度の概要	適用期限
措法 5 6 の 2	○ 特定ガス導管工事償却準備金	支出額×16%	なし
6 6 の 1 5	○ 東京湾横断道路の建設事業を行う会社又は関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例	取得価額の10%	東京 66.3.31 関西 67.3.31
	三、資源開発の促進等		
4 9	○ 鉱業用坑道等の特別償却	金額損金算入(通気、排水坑道14%)	64. 3. 31
5 5	○ 海外投資等損失準備金	一般 10%~100% 特定海外債権 1%	65. 3. 31
5 5 の 2		支出額×16%	なし
5 6	○ 原子力発電工事償却準備金	販売額×13% (所得の50%限度)	64. 3. 31
5 8 の 2	○ 探鉱準備金又は海外新鉱床探鉱準備金	準備金の取崩額	なし
5 8 の 3	○ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	支出時損金算入	64. 3. 31
6 6 の 1 1	○ 動力炉・核燃料開発事業団に対する出えん金の損金算入		
	四、技術の振興、設備の近代化		
4 2 の 4	○ 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除	一般 20%(10%) 中小 6%(10%) 基盤は+7%(15%)	65. 3. 31
4 2 の 5	○ 経済社会エネルギー基盤強化設備等を取得した場合の特便償却又は税額控除	特償 30% 等 税額7%等	65. 3. 31
4 2 の 6	○ 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除	特償 30% 等、税額7%等、リースも適用	65. 3. 31
4 2 の 7	○ 事業基盤強化整備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 (特定設備等の特別償却)	特償 30%、税額7%、リースも適用	64. 3. 31
4 3 (五)	○ 船舶	12% (合理化船 18%)	
(六)	○ 航空機	9%	設備ごとに

(七)	○ 中小小売商業用等の店舗用建物等	8 %	期限あり
指法 4 3 の 4	○ 特定開発研究用資産の特別償却	2 0 % (建物等 1 0 %)	63. 9. 30
4 4 の 4	○ 産業構造転換用設備等の特別償却	1 5 % (2 2 %)	64. 3. 31
	(中小企業の機械等の特別償却)		
4 5 の 2 ①	○ 中小企業者等の機械の特別償却	1 4 %	64. 3. 31
②	○ 医療用機器の特別償却	1 6 % (8 %)	64. 3. 31
	(中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却)		
4 6 (-)	○ 中小企業構造改善計画	2 4 %	64. 3. 31
(二)	○ 繊維工業構造改善事業計画	2 4 %	64. 3. 31
(三)	○ 中小漁業構造改善計画	2 2 %	65. 3. 31
	(特定備蓄施設等の割増償却)		
4 8 (-)	○ 石油ガス貯蔵施設	3 0 %	64. 3. 31
4 8 (二)	○ 倉庫用建物	2 2 %	65. 3. 31
(三)	○ 貨物用サイロ	2 2 %	65. 3. 31
5 1	○ 中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却	1 9 % (福利厚生用建物 1 5 %、その他の建物 8 %)	なし期限あり
5 2	○ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却	支出時損金算入	64. 3. 31
	(中小企業構造改善等準備金等)		
5 5 の 4 (-)	○ 中小企業構造改善準備金	納付金相当額の損金算入	65. 3. 31
(一)	○ 下請中小企業振興準備金	同 上	65. 3. 31
(二)	○ 伝統的工芸品産業振興準備金	同 上	65. 3. 31
(四)	○ 中小企業知識融合開発準備金	同 上	65. 3. 31
5 6 の 4	○ 電子計算機買戻損失準備金	実績率	64. 3. 31

条項	項目	制度の概要	適用期限
指法 5 の 5	○ プログラム等準備金	開発 3.0%、データベース 1.0%、システム 1.0%	64. 3. 31
5 8	○ 技術等海外取引に係る所得の特別控除	特許権 2.5%、コンサルティング 1.6% (所得の 4.0%限度)	65. 3. 31
6 6 の 1 0	○ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例	賦課金相当額の圧縮記帳	64. 3. 31
	五、内部留保の充実、企業体质の強化		
5 0	○ 植林費の損金算入の特例	支出額の 2.5% 損金算入	64. 3. 31
5 2 の 4	○ 登録小テル業等の減価償却資産の耐用年数の特例	2.0%以内の短縮	なし
5 4	○ 中小企業等海外市場開拓準備金	メーク - 0.244 (1.41%) 商社 0.176% (1.04%)	64. 3. 31
5 5 の 3	○ 自由貿易地域投資損失準備金	取得額 × 1.5%	67. 12. 8
5 6 の 3	○ 計画造林準備金	1ha 当たり 22 万円 (造林面積 × 1/2 × 22 万円が限度)	64. 3. 31
	証券取引責任準備金又は商品取引責任準備金		
5 7 (1)	○ 証券取引責任準備金	1 株当たり 0.28 錢 (累積限度あり)	65. 3. 31
(2)	○ 商品取引責任準備金	売買金額 × 10 万分の 1.2 (累積限度あり)	65. 3. 31
5 7 の 2	○ 液水準備金	火力のコスト高分 (累積限度あり)	なし
5 7 の 4	○ 保険会社等の異常危険準備金	正味収入保険料 × 2% 等 (累積限度あり)	なし
5 7 の 6	○ 原子力損害賠償責任保険又は地震保険に係る異常危険準備金	正味収入保険料 × 5.0% (1.00%)	なし
5 7 の 7	○ 関西国際空港整備準備金	用地取得額 × 1.0% (所得の 3 分の 2 限度)	なし
5 7 の 8	○ 中小企業の貸倒引当金の特例	1.6% 増	65. 3. 31
6 1	○ 農業協同組合等の留保所得の特別控除	3.4% (2.4%, 1.8%, 1.4%)	64. 3. 31
6 6 の 1 4	○ 石炭鉱業会社の所得計算の特例	再建交付金の損金算入	68. 3. 31

6 7 の 4	○ 転売業助成金等に係る課税の特例	減価償却金相当額の圧縮記帳	なし
六、その他の措定	○ 地震防災対策用資産の特別償却	15% (耐震向上 8%)	64. 3. 31
4 6 の 2	○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	15% (工場用建物 21%)	64. 3. 31
5 2 の 2	○ 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	1年間の繰越し	なし
5 2 の 3	○ 準備金償却による特別償却	7年均分益金算入	なし
5 6 の 6	○ 國際花と緑の博覧会出展準備金	敷地面積 × 39万円 × 39分の月数	65. 3. 31
5 7 の 3	○ 使用済核燃料再処理準備金	当期末再処理費 - (前期末再処理費 - 取崩額)	なし
6 6 の 1 2	○ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	支出時損金算入	なし
6 6 の 1 3	○ 特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る損失金の繰越期間の特例	繰越期間 10年	64. 3. 31
七、增收効果をもつ租税特別措置	○ 交際費等の損金不算入	損金不算入(中小は 400万円、300万円の定額控除あり)	64. 3. 31
6 2	○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率	20%の税率で重課	なし
6 3	○ 超短期所有土地等による土地の譲渡がある場合の特別税率	30%	65. 3. 31
6 6 の 4	○ 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の特例	独立企業間価格で課税	なし
6 6 の 4	○ 国外関連者との取引に係る課税の特例	公定歩合スライド	なし
6 8 の 2	○ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例	留保所得のみなし課税	なし
6 8 の 2	○ 利子・配当等に係る所得額の控除等の特例	当期の法人税から控除できない所得額還付停止	65. 3. 31
六、その他の措定	○ 國際花と緑の博覧会出展準備金	敷地面積 × 39万円 × 39分の月数	65. 3. 31

大蔵省が「政策税制」として取り扱う項目

(間接税関係)

条項	項目	制度の概要	適用期限
	二、課税改善、地域開発等の促進		
措法 8 8 の 4	○ 電気自動車の部品税の軽減	課税標準を 2 分の 1 減額	64. 3. 31
	六、その他		
8 8 の 3	○ 普通常用自動車等の物品税の軽減	税率 3.0% → 2.3%	なし
8 9 の 3	○ 移出に係る揮発油の特定用途免税	特定の用途に供される揮発油に対する揮発油税等の免除	68. 3. 31
8 9 の 4	○ 引取りに係る揮発油の特定用途免税	同上	68. 3. 31
9 0 の 4	○ 引取りに係る石油製品等の免税	特定の輸入石油製品等に対する石油税の免除	65. 3. 31
9 0 の 8	○ 第一種甲類の砂糖の非課税等	黒糖の非課税 (本則 1 円/kg)	なし
9 0 の 11	○ チョコレート菓子等の原料用砂糖に係る砂糖消費税の還付	粉粒状黒糖の税率の軽減 16 円/kg → 3 円/kg 1.3 円/kg 還付	64. 3. 31
9 4	○ 納税準備預金通帳の印紙税の非課税	本則 2.0 円	なし
	七、增收効果をもつ租税特別措置		
87 の 3 87 の 4	○ たばこ消費税の税率等の特例	従量割の本則税率の 45.0 円/千本引上げ等	64. 3. 31
8 9	○ 挥発油税及び地方道路税の税率の特例	揮発油税 24,300 円/kl → 45,600 円/kl 地方道路税 4,400 円/kl → 8,200 円/kl	68. 3. 31
9 0 の 3	○ 石油税の課税標準、税率等の特例	原油輸入石油製品 国産天然ガス・輸入 LNG 輸入 LPG 4.7% → 2,040 円/kl 1.2% → 720 円/t 1.2% → 670 円/t	64. 3. 31

9 0 の 7	○ 自動車重量税率の特例	(例)自家用乗用車(0.5t当たり)2,500円／年 → 6,300円／年	68. 4. 30
(相続税、贈与税、登録免許税、通行税関係)			
条項	項目	制度の概要	適用期限
二、環境改善、地域開発等の促進			
措法 7 0 の 3	住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例	贈与を受けた住宅取得資金のうち500万円までの部分について、5分5乗により税額計算	64. 12. 31
7 0 の 8	緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延期に伴う利子税の特例	延納税額についての利子税の割合を年4.8%に軽減	なし
7 2	住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減	$\frac{6}{1,000} \rightarrow \frac{3}{1,000}$	64. 3. 31
〃 7 3	住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減	$\frac{50}{1,000} \rightarrow \frac{6}{1,000}$	64. 3. 31
〃 7 4	住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減	$\frac{4}{1,000} \rightarrow \frac{2}{1,000}$	64. 3. 31
〃 7 4 の 2	日本労働者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の保存登記の税率の軽減	$\frac{6}{1,000} \rightarrow \frac{3}{1,000}$	64. 3. 31
〃 7 5	年金福祉事業団の抵当権の設定登記の税率の軽減	$\frac{4}{1,000} \rightarrow \frac{1.5}{1,000}$	64. 3. 31
〃 7 8 の 3 ②	事業協同組合等が公害防止事業団から譲り受けた土地を再譲渡する場合の所有権の移転登記の税率の軽減	$\frac{50}{1,000} \rightarrow \frac{2.5}{1,000}$	65. 3. 31
8 2 の 3	民間事業者の能力の活用により整備される特定の保留施設に係る土地を取得した場合の所得権の保存登記の免税	$\frac{6}{1,000} \rightarrow 0$	65. 3. 31
8 3	特定の民間都市開発事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税	$\frac{50}{1,000} \rightarrow 0$	65. 3. 31
(五) 内部留保の充実、金融体質の強化			
措法 7 0 の 4	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予	括生前贈与の農地等を対象とする	なし
7 0 の 5	農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例	贈与税の納税猶予対象農地等は相続税の対象とする	なし

条項	項目	制度の概要	適用期限
7 0 の 6	農地等についての相続税の納税猶予等	農業投資価格超過分を猶予	なし
7 0 の 7	計画伐採に係る相続税の延納等の特例	20年間の延納、伐採時期に応ずる分納、利子税率を4.2% なし に軽減	
7 6	国有農地等の所有権の移転登記等の税率の軽減	(1)農地法36条 保存 $\frac{6}{1,000} \rightarrow \frac{3}{1,000}$ 移転 $\frac{50}{1,000} \rightarrow \frac{12}{1,000}$  (2)農地法61条又は74条の2 保存 $\frac{6}{1,000} \rightarrow \frac{3}{1,000}$ 移転 $\frac{50}{1,000} \rightarrow \frac{16}{1,000}$  (3)農地法80条2項 保存 $\frac{6}{1,000} \rightarrow \frac{1}{1,000}$ 移転 $\frac{50}{1,000} \rightarrow \frac{3}{1,000}$ (一般承継人 $\frac{6}{1,000}$ )	65. 3. 31
7 7	農地等の贈与による所有権の移転登記等の税率の軽減	$\frac{25}{1,000} \rightarrow \frac{6}{1,000}$	64. 12. 31
7 7 の 2①	農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減	設定 $\frac{25}{1,000} \rightarrow \frac{20}{1,000}$ 移転 $\frac{50}{1,000}$	65. 3. 31
7 7 の 2②	森林整備法人が収育林契約に係る土地につき受けた地上権の設定登記の税率の軽減	$\frac{25}{1,000} \rightarrow \frac{16}{1,000}$	65. 3. 31
7 7 の 3	農用地区域等内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	$\frac{50}{1,000} \rightarrow \frac{20}{1,000}$	64. 3. 31
7 7 の 4①	交換分合により農業振興地域内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	$\frac{50}{1,000} \rightarrow \frac{25}{1,000}$	65. 3. 31
7 7 の 4②	農住組合が行う交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	$\frac{50}{1,000} \rightarrow \frac{30}{1,000}$	64. 3. 31
7 7 の 5	時効により取得した土地の保存登記の税率の軽減	$\frac{6}{1,000} \rightarrow \frac{3}{1,000}$	65. 3. 31
7 8	農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減	$\frac{4}{1,000} \rightarrow \frac{1}{1,000}$	64. 3. 31

## 措法 7 8 の 2

入会林野整備等に係る土地等の現場出資による所有権の移転登記の税率の軽減

$$\left. \begin{array}{l} \text{設定 } \frac{2.5}{1.000} \\ \text{移転 } \frac{5.0}{1.000} \end{array} \right\} \rightarrow \frac{2.0}{1.000}$$

64. 3. 31

## 7 8 の 3 ①

中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記の税率の軽減

$$\frac{5.0}{1.000} \rightarrow \frac{2.5}{1.000}$$

65. 3. 31

## 7 8 の 4

商工組合中央金庫等の抵当権の設定登記等の税率の軽減

$$\frac{4}{1.000} \rightarrow \frac{1}{1.000}$$

64. 3. 31

## ○ 漁業信用基金協会、農林漁業信用基金、漁業信用基金協会、日本酒造組合中央会が受ける登記等

$$\left. \begin{array}{l} \text{保存 } \frac{4}{1.000} \rightarrow \frac{3}{1.000} \\ \text{設定 } \frac{4}{1.000} \rightarrow \frac{3}{1.000} \end{array} \right\}$$

65. 3. 31

## 7 9

特定の外航船舶等の所有権の保存登記等の税率の軽減

$$\left. \begin{array}{l} \text{保存 } \frac{4}{1.000} \rightarrow \frac{3}{1.000} \\ \text{設定 } \frac{4}{1.000} \rightarrow \frac{3}{1.000} \end{array} \right\}$$

65. 3. 31

## 8 1 銅告等によってする登記の税率の軽減

$$\left. \begin{array}{l} \text{設立、増資 } \frac{7}{1.000} \rightarrow \frac{3.5}{1.000} (\text{産構法等は } \frac{5}{1.000}) \\ \text{合併 } \frac{1.5}{1.000} \rightarrow \frac{1}{1.000} \end{array} \right\}$$

65. 3. 31

## ○ 漁業再建整備特別措置法

$$\left. \begin{array}{l} \text{不動産(合併) } \frac{6}{1.000} \rightarrow \frac{2}{1.000} (\text{産構法等は } \frac{4}{1.000}) \\ \text{不動産(出資) } \frac{5.0}{1.000} \rightarrow \frac{2.5}{1.000} (\text{産構法等は } \frac{3.5}{1.000}) \end{array} \right\}$$

65. 3. 31

## ○ 卸売市場法

$$\left. \begin{array}{l} \text{不動産(合併) } \frac{6}{1.000} \rightarrow \frac{2}{1.000} (\text{産構法等は } \frac{4}{1.000}) \\ \text{不動産(出資) } \frac{5.0}{1.000} \rightarrow \frac{2.5}{1.000} (\text{産構法等は } \frac{3.5}{1.000}) \end{array} \right\}$$

65. 3. 31

## ○ 行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示

$$\left. \begin{array}{l} \text{不動産(合併) } \frac{6}{1.000} \rightarrow \frac{2}{1.000} (\text{産構法等は } \frac{4}{1.000}) \\ \text{不動産(出資) } \frac{5.0}{1.000} \rightarrow \frac{2.5}{1.000} (\text{産構法等は } \frac{3.5}{1.000}) \end{array} \right\}$$

65. 3. 31

## ○ 産業構造転換円滑化臨時措置法又は特定船舶製造業経営安定臨時措置法

$$\left. \begin{array}{l} \text{不動産の移転 } \frac{5.0}{1.000} \rightarrow 0 \\ \text{不動産の移転 } \frac{5.0}{1.000} \rightarrow 0 \end{array} \right\}$$

64. 3. 31

## 8 1 の 2 日本たばこ産業株式会社の塩専売事業に係る登記の免税

$$\left. \begin{array}{l} \text{不動産の移転 } \frac{5.0}{1.000} \rightarrow 0 \\ \text{不動産の移転 } \frac{5.0}{1.000} \rightarrow 0 \end{array} \right\}$$

なし

## 8 2 沖縄電力株式会社の登記の税率の軽減

$$\left. \begin{array}{l} \text{保存 } \frac{6}{1.000} \rightarrow \frac{2}{1.000} \\ \text{設定 } \frac{2.5}{1.000} \rightarrow \frac{8}{1.000} \end{array} \right\}$$

64. 3. 31

## 8 2 の 2 関西国際空港株式会社の登記の免税

$$\left. \begin{array}{l} \text{設立、増資 } \frac{7}{1.000} \rightarrow 0 \\ \text{保存 } \frac{6}{1.000} \end{array} \right\}$$

69. 3. 31

(所得税関係)



大蔵省が「政策税制」以外のものとして取り扱う項目

(間接税関係)

条 項	項 目	制 度 の 概 要	適用限度
措法 87 87の2、 88	○ 外航船等に積み込む物品の酒税、たばこ消費税および物品税の免税	輸出等とみなして免税	な し
87の5	○ 携帯輸入する紙巻きたばこのたばこの消費税の税率の軽減	5,000円／千本	64. 3. 31
88の2	○ P・X等で販売する物品の物品税の免除	輸出されることを条件に免税	な し
88の6,90,90 の2	○ みなし揮発油等の特例等	一定の規格の炭化水素油を揮発油とみなして揮発油税法等を適用	な し
89の2	○ 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油に対する揮発油税等の免除	
90の9	○ 転化糖水の税額計算の特例	2円／kg → 1.2円／kg	な し
90の10	○ てん菜合みつ糖の砂糖消費税の軽減	1.6円／kg → 3円／kg	な し
91	○ ぶどう糖混和砂糖類の砂糖消費税の軽減	混和砂糖 1.6円／kg → 1.1円／kg 混和糖水 1.2円／kg → 7円／kg	な し
93の2	○ 物品切手の非課税等の特例	免税点等 6,000円未満 → 7,000円未満	な し
(相続税関係)			
条 項	項 目	制 度 の 概 要	適用期限
措法 6 9	在外財産等についての相続税の課税価格の計算の特例	在外財産等の課税価格不算入	な し
6 9の2	在外財産等の価格が算定可能となった場合の修正申告等	算定可能となった場合の修正申告	な し
7 0	国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税	申告期限までに贈与した財産の非課税	な し
7 0の2	贈与財産が公営事業の用に供されなかつた場合の修正申告等	公益の用に供されなかつたときの修正申告	な し

一九八八・九・五

## 社・公・民書記長会談合意事項

一、政府の税制改革六法案は、欠陥法案である。

二、従つて安倍幹事長回答による不公平税制是正の与野党協議機関をただちに設ける

べきである。

一、リクルート問題解明のため、江副前会長の国会喚問を実現すべきである。

一九八八・九・七

## 与野党書記長・幹事長会談合意

一、去る七月十五日の与野党幹事長・書記長

だちに設置することに同意する。

会談における合意を踏まえ、三野党の要求する不公平税制是正のための協議機関をた

一、リクルート問題を解明するため、江副前会長の国会への招致を実現するため努力す

一九八八・八・三〇

## 共同申し入れ

第一一三臨時国会に課せられている課題

いるところでもある。

は、税制改革の前に国民に大きな疑惑と政治不信をもたらしているリクルート問題等政官財界の癒着構造の解明にあることは国民共通の認識であり、マスコミのきびしく指摘して

参議院予算委員会では、この認識の下に野党各党がその独自の調査に基づいて政府の見解を質し、必要な資料の提出を求めてきたところであるが、竹下総理、宮沢副総理兼大蔵

大臣、並びに各関係省庁の不誠実な態度と、これを容認する自由民主党の対応によって疑惑はますます深まっているにもかかわらず、その説明が封じられていることは極めて遺憾である。

われわれは、本院が国民の期待に応え、国会としての権威を失墜しないためにも、次のような措置をとられることを申入れるものである。

る。その場については、議院運営委員会等で協議する。

一、税制改正問題特別委員会の設置等については、引続き議院運営委員会における協議を続ける。

一、政府自民党が、消費税導入を強行するのであれば、憲政の常道にしたがい、国民の信を問うべきである。

一、社・公・民三党は、今後更に緊密な連携を強化する。

一、リクルート問題の解明のために必要な資料の提出を憲法第六十二条、国会法第四百四条、議院証言法第一条に基づいて、政府、

関係機関及び関係企業並びに関係者に要求すること。

一、リクルート問題解明のために引き続き予算委員会の集中審議を行うこと。

一、右、集中審議には政府関係者と併せて、リクルート江副前会長等必要な関係者の出席を求ること。

一、リクルート問題等の解明を継続的に進めるために本院に「リクルート問題等調査特別委員会」を設置すること。

以上

昭和六三年八月三〇日

日本社会党・護憲共同  
参議院国会対策委員長

野田哲

公明党・国民会議  
参議院国会対策委員長

中野明

民社党・国民連合  
参議院国会対策委員長

栗林卓司

参議院国会対策委員長  
自由民主党  
坂野重信殿

3 殖産住宅事件判決は、このような「おいしい株」の譲渡は（実際の株価が上がったか下がったかに関係なく）その株の取得自体が「利益の供与」であり、それ

に職務権限が絡めば贈収賄になると判示

一九八八・九・七

## 「リクルート疑惑」追及の現段階

日本社会党リクルート等調査特別委員会

### 一、リクルート疑惑のポイント

#### ① わが党の追及のポイント

1 今次リクルート疑惑においては、有力な政治家（又はその関係者）が、一般の者には入手できない「値上り確実な非公開株」で大儲けしたことに対し、国民は不信感を持っている。

した。国民は、政治家が何もなしに、そのような「おいしい株」を得られるはずはないと考えるし、リクルート疑惑もそれゆえに「疑惑」となっている。

4 川崎市的小松・元助役の疑惑は、職務権限もかなり明確であり、素人目には「汚職事件」であることは自明と思えるにも

かかわらず、横浜地検は捜査中断の判断をしたと伝えられる。その背景には、小松氏と同時にリクルートコスマス株の譲渡を受けた有力政治家があるためと噂されているが、もしそれが事実なら重大な問題である。その意味でも、政治家の「贈収賄疑惑」は徹底解明され、国民に不信感を与えないようになることが政府や国会の使命である。

5 政府は今次国会に税制改革法案を提出しようとしているが、首相・蔵相という

有力閣僚（又はその関係者）が不公平税制の最たるものである「インサイダー取引によるキャピタルゲイン」で大儲けしながら、それを提案することに国民は不信感を抱いている。リクルート疑惑の追及によりその撤回を迫ることが国民の政治不信を解消することである。

## ② 政府答弁・自民党的態度

1 「陛下に冠を正さず」と答弁するばかりで、具体的に政治的・道義的な責任をとろうとしないばかりか、疑惑にフタをする態度をとり続けている。

2 「誰から」株の譲渡を受けたのかが疑惑解明に決定的な意味を持つ。にもかかわらず、「秘書や秘書の友人が、リクルート以外の財界人から株の譲渡を受けた」としながら、「誰から」譲渡を受けたかを明らかにしようとしている。

3 疑惑解明に必要な「証人喚問」「資料提出」にも応じようとしている。

4 大蔵省は参議院予算委員会の最終日の矢田部質問で、やつと「リクルートコストモス社の証取法違反」を認めたが、依然として二六条による検査は拒否し続け、関係の名簿を公表することなく幕を引こうとしている。

する疑惑、矢田部質問の「官僚疑惑」、NTTに関する疑惑や、共産党上田氏の「宮沢秘書と友人の関係」など、疑惑は拡大するばかり。このまま幕引きにはできない。

## 2 椎崎氏の告発問題で疑惑は拡大した。

検察庁は、告発があれば捜査すると宣言した。当然のことである。しかし危惧されるのは、告訴後は政府は「捜査に影響がある」ことを盾に答弁を拒否してくると予想されることである。そうした姑息な態度を許さず、徹底して疑惑解明に向けて努力しなければならない。

## 二、汚職疑惑

### ① 殖産住宅事件判決

1 最高裁の殖産住宅事件判決は、公開が予定され、値上りが確実と見込まれる株を、一般には取得が難しい非公開の段階で譲渡することは、その譲渡自体が「利益の供与」であり、贈収賄の構成要件となり、「公開の結果実際に値上りしたか否か」は関係ないとした。

2 この判決は、リクルート疑惑解明に重要な位置を占めている。「値上り確実な非公開株の入手」という「おいしい話」でも、「株なんて値上がりするとは限らないか

ら」とか、「誰でも儲けるチャンスがあった。儲け損なった奴がやつかんでいるだけだ」などの傲慢な態度は許されなくなっている。

### ② 政治家等の汚職疑惑

1 非公開のリクルートコストモス株を取得した政治家（又はその関係者）は、確認されているだけで一人。この件に関係する議員は九人。

2 江副氏は「政治家の家族は知らない」「秘書とは付き合いはない」（アエラ）と語っており、元法務大臣の秦野氏も「秘書においしい株をくれてやるやつはいない」（月刊現代）と語っている。株を譲渡した者は、「株は政治家に渡るもの」という認識である。従って、請託があるか職務権限に関していれば贈賄である。しかし、竹下・宮沢両氏は、その譲渡した者についての答弁を拒否している。（昭和六年九月なら時効は成立していない。「迷惑がかかる」とは贈賄罪に問われるということではないのか）

3 ワイロは家族が知らずに受けとつてもワイロである。秘書や家族、友人等であつても、「政治家に渡るもの」との認識で譲渡されたことを知りつつ、政治家の代理人の顔をしてその株を取得すればサギであろう。また、それを容認する態度を

## ③ 今後の展望

1 久保質問の「住宅都市整備公団」に關

となることは、ワイロを容認したことでは

ないか。「私の名前が必要だったのでしょうか」との宮沢答弁は重要である。

4 贈収賄事件として取り上げるには「職務権限」の特定が不可欠。リクルート疑惑は、その特定が難しい。まず、森・元文相以外は「誰から譲られたか」の特定ができるいない。従つて「どのような職務権限に関して」が特定できない。「誰が、誰から、いつ」を特定する必要がある。

リストを資料請求しているが、拒否されている。

### (3) 株譲渡の時期とコース

リクルートコスモス株が、いつ、誰から、誰に譲渡されたかによって贈収賄の様相は様変わりする。その特定なしには疑惑解明はない。これまでの経過から、そのコースはほぼ三つに特定できる。第一は「五九年一二月の七六人」、第二は「六一年の第三者割当を経由するコース」、第三は「それ以外のコース」。この三コースを解明していくば、そのどこかに政治家が登場してくるはずである。

1 昭和五九年（一九八四年）一二月、リクルート社から七六人へのコース

a 五九年一二月の七六人の名簿に政治家の名前が出でくれば、職務権限はり

クルート社に関わったものに限定され

る。

b 七六人の名簿には不明のものが少な  
くない。その中に政治家の名前もある  
のではないかと疑われる。名簿の特定  
が必要である。

c 今のところ政治家としては、森・元文相のみが確認されているが、森氏が文相だったのは五九年一二月一日まで。在任中の約束か、有力議員としての請託を受けたのかの証明が必要。

d 宮沢蔵相は疑惑発覚直後の記者会見では六〇年一月と言つている。もしそうなら五九年一二月のコースの内。しかし宮沢氏も当時は自民党総務会長。

従つて、有力議員としての請託が問題。

2 六一年二月と四月の第三者割当コース

a 店頭公開のためリクルート社や江副氏らは、六〇年五月一日以降は株の移動を禁じられていた。このため、六〇年五月一日以降の譲渡なら、第三者割当コースの可能性が強くなる。

b 竹下首相、宮沢蔵相らは六一年九月と言つている。するとこのコースに該

当するが、「誰から」譲渡を受けたかについて答弁を拒否している。この関係が判明すれば贈収賄が成立する可能性が強い。

3 その他のコース

a 五九年五月一日から六〇年四月三〇日までの間の株主数の増加に不明数が多い。他方、大株主・江副氏の持株数の減少理由が不明。このため七六人は別に、江副氏から政治家への株の流れがあるのではとの疑惑がある。

b 江副氏の株は、大株主の株の移動禁止の期間である六〇年五月一日以降も若干だが減つている。証券局長は「法で許されている社員持株会への移動」と答弁しているが、真偽は不明。ここでも江副氏から政治家への株の流れが疑われている。

### 4 第三者割当ダミー説

第三者割当名簿の中にはリクルート社の子会社もある。幽霊会社や証券系のベンチャーキャピタルなど正体不明の名簿もある。これらがリクルートや江副氏の意を受けてトンネルになつたとの疑惑も拭えない（週刊誌には「自分が受けた割当株が知らぬうちに売られていた」との発言もある）。もしそうした事実があれば、リクルート汚職工作ということになる。また、もしトンネル工作で政治家に株が流れたとすれば、コスモス社の店頭登録の資格そのものが問題にもなる。

a 子会社であるリクルートコンピュータサービス、デン晴海（現・ホテルデ

ン晴海、竜ヶ森レック（現・安比レック）に計九一万七七六〇株を割当。し

かし大蔵省は、譲渡規制の対象ではないとして調査を拒否。

b エターナルフォーチュンは江副氏の友人である飯田セコム会長の夫人、娘、

セコム副会長夫人が役員の幽霊会社。事務所も電話もなく、役員自身がその任にあることを知らない。資本金一六〇〇万円の会社が二〇万株（五億円）の割当を受ける。（セコムは別に四〇万株を受けている）

c ワールドサービスは（株）ワールド

のダミー。役員も社員も事務所も机もワールドと同じ。今はワールドに合併済み。この会社も（株）ワールドの四〇万株と別に、二〇万株（五億円）の割当を受ける。ワールド社長と江副氏も友人。

d 証券会社系ベンチャーキャピタルの投資組合。ここでの投資者は誰か。（新聞によれば、証券会社から話しがあつたという発言もある）

#### ④ 小松疑惑

1 元川崎市助役の小松氏をめぐる疑惑

は、単独でも汚職疑惑である。同時にその解明が五九年一二月に株の譲渡を受けた七六人を明らかにすることになり、政

治家の疑惑解明にもつながる。

2 小松氏は五九年一二月、リクルート社

から問題の株の譲渡を受け、公開とともに売却。一億二〇〇〇万円余の利益を得た。他方、同氏は五八年八月以来、川崎

駅西口再開発事業の責任者である企画調

整局長。五九年七月にリクルート社に、同地への進出を要請した当の本人。株の譲渡の一ヶ月下旬は、川崎市から住宅都市整備公団に、リクルート社への再開発地区払い下げの要請が出され、決定された時期。職務権限の闊わりは十分あり、常識的には汚職事件。

3 神奈川新聞は、横浜地検が小松疑惑の捜査に消極的なのは、「同株の公開時期が確定していたか」「必ず儲かると言えたか」に確信が持てないと疑問符付きで報じている。しかし、小松氏の同株の購入額は、三六〇〇万円。五九年未では優に家一軒分に相当する。また同氏は、この購入資金をファーストファイナンスから借りている。一説では同社のリクルート株に關わる融資金利は九%。小松氏の場合、利息は月額一七万円にもなる。

4 小松疑惑の捜査が中断されている眞の理由は、その捜査を進めると七六人の名簿に関連して政治家の氏名が出てくるからだともささやかれている。その意味ではなおのこと解明に努めねばならない。

#### ⑤ 官僚疑惑

1 元大蔵省事務次官（現・海外経済協力基金総裁）が、退職後ではあるが、マンション購入に関してファーストファイナンスから融資を受けていた。大蔵省事務

次官経験者は大手銀行から無利息で借りられると言われるにもかかわらず、なぜファーストファイナンスなのか。大蔵官僚の中にもリクルート疑惑があるのでないか。

2 警視庁第五方面本部長がリクルートコスモス社の取締役に天下り、さらにもう一人の天下りがあることが答弁で明らかになった。また警察庁所管の（財）公共政策調査会は、理事長等が警察官僚の天下りであるとともに、現職の官房長も評議員になつてゐる法人。この財團法人はリクルート社の隣のビルに、リクルートの世話を事務所を持ち、リクルート等から多額の入会金と会費を貰つて運営されている。ここにもリクルート疑惑がある。

3 元NTT取締役の長谷川氏（元NTTデータ通信本部長、現在リクルートの子

会社「リクルート・バン」の社長)が在職中にコスモス株の譲渡を受けていたことが週刊誌に報じられ、公明党質問では住宅都市整備公団の幹部の中にもコスモス株の譲渡を受けていた者があると指摘されている。

- ④ 大蔵省の調査が遅々として進まず、警察も捜査に気乗り薄というのは、こうした官僚群の疑惑構造に關係あるのではないか。矢田部質問への答弁はまだない。
- ⑤ マスコミ疑惑
- 1 森田・前日経新聞社長、歌川・元毎日新聞編集長らへのコスモス株の譲渡。もしこれによって情報操作があればマスコミのモラルでは済まされない。

- 2 講談社の元取締役は週刊誌のインタビューに答えて、リクルート社から株譲渡の話しがあったこと、またその当時にリクルート社は同社関連記事(地上げ関係の記事か?)が載ると猛烈に抗議してきたこと、江副氏自身が印刷前のゲラを見せると押しかけてきたこともあること等を語っている。

#### ⑦ 政府税調をめぐる疑惑

- 1 公文俊平・東大教授のコスモス株取得が報じられ、政府税調に関わった学者多数がコスモス株の譲渡を受けたと噂されている。公文教授は政府税調第三部会に

所属。その第三部会には江副氏や歌川・元毎日新聞編集長も所属していた。

- 2 税調第三部会は、まさにキャピタルゲイン等の不公平税制を論議した部会。その第三部会の委員の多くにキャピタルゲイン疑惑があつては、その答申に基づく税制改革案は国会審議の対象ではない。しかし政府は、税調委員の疑惑解消のための調査を拒否している。

- 3 公文教授に代表されるほんの一握りの御用学者が、政府の各種審議会・調査会に金太郎飴のごとく登場している。中立的な学識経験者という触れ込みだが、日本にはこれだけしか学識経験者がいないのかと考えさせられるほどである。もはや疑惑は、政=官=財=学の構造的癒着の疑惑となっている。
- ⑥ 以上の点から、証人喚問、資料要求は当然であり、それがなければ疑惑解明は不可能である。しかし政府・自民党は、その両者共に拒否し、疑惑の中で税制論議に入ろうとしている。これを許しては国民の政治不信、政治に対する絶望感がますます深まることがある。

#### 三、証券取引法

- ① リクルート疑惑の解明が進展しないのは

事実関係、とりわけ職務権限の関わりが特定できないため。すなわち竹下、宮沢等の「誰から譲渡を受けたのかは言えない」という答弁拒否の壁を崩せないからである。今後も追及を続けるとともに、証取法二六条による大蔵大臣の検査権の発動をさせることが重要。その前提に証取法四条、五八条等の問題がある。

#### ② 五九年一二月の証取法四条違反

- 1 大蔵省は矢田部質問に對し、リクルート社の株売却は二回に分けて行なわれているが「払込日」が接近しており、一体のものと解すべきとの結論を得、五九年一二月の売却前に証取法四条による届出が必要であったと答弁した。またこれにより、大蔵省は遡って届出を求めたが、リクルート社はそれに同意せず、また時効が成立しているため大蔵省としては強制力を持たないとして、届出書提出に協力がない場合は、当分の間、証券業界が「リクルートコスモス社の市場を通じての資金調達」に協力しないよう指導するとの方針を示した。
- 2 「証取法四条違反」という見解を、大蔵省がようやく示したことは一定の前進と評価するが、この見解はこんかいのぎわくをリクルート社の単なる過失とし、それに対する形式的処理のみで、七六年

の名簿問題から早く逃れようとするものに過ぎない。また六〇年の二回の第三者割当問題に飛び火しないように考えられた答弁もある。

3 まず大蔵省は、売却が二回に分けて行なわれたことを再三強調し、最後には取締役会の日付まで挙げてみせた。しかしこの取締役会は、「勧誘の結果」を確認した取締役会である。証取法四条の届出は、勧誘の前に届出を義務付けたものであり、結果で判断するものではない。

4 リクルート関係者によれば、五九年一二月の株の売却は決算対策である。税引前利益につき、数年来つづけてきた対前年比二桁の伸びを維持するために利益補填の必要があり株を売却した。このことは国会で大蔵省も答弁した。とするなら最初に次の確認があつたはずである。

a 決算対策として補填しなければならない金額はいくらか。  
b 前記金額を調達するためには、何株売却しなければならないか。  
c 前記の株を買つてもらうには、どのような相手何人くらいに勧誘する必要があるか。  
d 誰が誰を勧誘するかの分担

これがリクルート社の広報担当取締役や江副氏が言つている「百にお願いしち

六人に買って頂いた」の意味である。また週刊誌の報道の中に、「役員一〇人で分担して勧誘に当った」という記事もあり、それが当然であると思われる。この最初の取締役会の計画が届出の要不要の判断基準になる。大蔵省のように苦しい解散をする必要はない。この点に関する久保質問には大蔵省は答弁していない。

5 五九年一二月の株売却は一つの計画である。繰返し強調された「二回に分けた売却」が、届出を避けるために意図的に仕組まれたものであるなら、証取法四条だけでなく五八条（技巧による不公正取引）にも該当する。

6 なお、大蔵省は再三「払込日の相違」を強調したが、証取法には「払込日の一致」が届出義務の前提である「均一の条件で」の要件だとは規定されていない。

### 六〇年の第三者割当

1 六〇年の第三者割当は、二月一五日と四月二五日に分けて行なわれている。このため一回当たりの割当先人数が五〇人未満になつてゐるが、その点を除けば、この「募集」も、届出義務があつたことになる。（割当先合計七四件、価格二五〇〇円均一、総額約一七〇億円）

2 六〇年の割当先にははたしてこれが

「払込日」も異なると考えられるので、大蔵省の言い間違とも解釈できるが、再三にわたつて「払込日」に言及している

のは不可解である。これは「払込日」の接近が「一体」の判断基準とし、六〇年の第三者割当に論議が発展しないよう防波堤を築いたものではないか。

7 募集、売出しに関する省令一条は、届出義務の基準としての「一億円以上の募集又は売出し」の「一億円」の解釈について、前二年内に行なわれた一億円未満の募集又は売出しも通算して一億円以上であるかどうかを判定するとしている。

大蔵省が矢田部室で行なつた説明では、これは「回数を分割することによつて届出義務を逃れようとすることを防ぐため」である。これが法の精神であるなら、「申込期限の一一致」も「均一の条件」になりえない。

a 証券会社系のベンチャーキャピタル（実際は証券会社に割り当てたもので

はないか。そこから情報が流れ、有利な投資先としてベンチャーキャピタルの登場となるのであろう。

b エターナルフォーチュン等の幽霊会社（本当に割当なら何故幽霊会社に割り当たかが問題）

c リクルートコスモス社と取引関係のなかつたと思われる金融機関等が割当を受けている（協和銀行、埼玉銀行、日本生命保険、大東京火災海上保険、朝日生命保険、共栄生命保険など）。金融界全体を割当対象にしたとすれば、逆に割当先が限られ過ぎていることになる。

3 この増資は「割当」と言いつつ、金融機関又は証券会社を通して「一般公募」したものではないか。とすれば、ディスクロージャーが行なわれてないため、インサイダー情報に接することができたもののみが応募することができたもの。

#### (4) 六一年一〇月三〇日の店頭公開

1 リクルートコスモス株の店頭公開は、江副氏の持株の売却。総額一五〇億円。従つて本来「売出し」の届出が必要。しかし実際は「分売」を利用して店頭公開したため公開価格が均一ではなく、届出が不要となつた。

2 「分売」は五八年一二月以前の店頭公開制度。五九年一月一日以降の店頭公開は「売出し」が原則。証券業協会規則の付則で例外として認められたもの。本年一月一日に廃止された。主として公開を済る同族会社や公開株数の少ない小規模企業に適用となる制度で、「二部上場も考慮していた」資本金二〇〇億円のリクルートコスモスに適用する必要はなかつたと思われる。（店頭公開に「分売」を利用したその他の企業の資本金は、二億円未満が六社、八億円が一社、一三億円が一社、二〇億円が一社）

3 「分売」の利用は、ディスクロージャーの回避と、公開価格の高値誘導のためには、リクルートコスモスと幹事証券会社が一体となつて仕組んだものではないか。

#### (5) 証取法五八条

1 証取法五八条は、米国のSECの規定「(10-b-5)」の翻訳の規定であり、「不

正な手段、計画または技巧をなす」取引の禁止を定めている。この中には当然インサイダー取引も含まれる。この条項は大蔵省も言うように、バクとした規定であるが、米国では判決の積み重ねでほとんどの不正取引がこの条項違反で摘発されている。

2 五九年一二月の株売却、六〇年の第三者割当において、政治家等一部の投資家に非公開株取得の便宜をはかり、店頭公開の「分売」により株価の高値誘導を図り、同時に数回に渡りディスクロージャーを回避することで一般投資家に正確な判断を行なわせないまま取引をさせたことは、「不正な手段、計画または技巧をなす」という全ての要件に該当し、五八条違反になる。

3 五九年以來、リクルート社、リクルートコスモス社は、店頭公開というマル秘情報を流しながら政治家等一部の者に有利な株譲渡を行なってきた。これはインサイダー取引の禁止に該当し五八条違反になる。

4 五八条に関しては、まだ国会での追及は行なわれてはいない。

#### 四、政治資金等

① 政治資金をキャピタルゲインで賄おうとする一部政治家の風潮に関し、政治資金規正法の見直し等が言われている。  
② 政治資金規正法は、政治団体に関しては「義務を伴わない利益の供与」全てを「寄附」と定めているが、政治家に関しては「現金または有価証券」による寄附の

みを「寄附」と定義している（保有金に関する収支報告書式の注記）。このため、有価証券自体を献金としてもれば収支報告義務があるが、超安値であれ金を払つて買った有価証券は寄附ではないことになる。

この定義は一見不公平に思えるが、政治個人の場合は「個人の金」と「政治資金」の区別が難しいため、「現金または有

## ◇資料

一九八八・八・一〇

# 福島第一原発四号炉問題について

日本社会党調査団

団長 村山喜一

一、原子炉製作時の修正問題について、東京

電力は通産省と同様に、バブコック日立から正確な報告を受けていない。

そのため修正作業に立合うことすらしなかつた。

しかも熱処理の規定の時間である四〇時間を超えた可能性すらある。

間を超えた可能性すらある。

二、クリープ変形を目的とした外力（ジャッキアップ）を加えての加熱、即ちPrimary Stressを与えた加熱変形は、内部の溶接残留応力の熱処理即ちSecondary Stressの焼かれた。

純とは根本的に異なるにもかかわらず、メカニズムは同一のものであるかのような報告、説明をしてきた。

特にジャッキアップ部分は、中性子束の

価証券」以外は個人所得とみなし、贈与と考へるということである。価証券で儲けて政治資金として使えば、それは個人資金を政治に使つたこととみなされる。非公開株を安く手に入れて大儲けをすることは、政治資金規正法では「政治家としてのモラルの問題」とされている。

③ リクルート疑惑を通して問われているのは、「政治と金」あるいは「政治家と金」

の問題であり、「政治には金がかかるのは当然」という考え方を根本から転換し、金権政治の一掃することである。そのためには、「政治家である間の株取引の禁止」や「政治家の厳密な資産公開（家族等も含む）」も検討されねばならないであろう。

最も高い部分でもあり、深刻な脆化が懸念される。

六、原子炉の溶接の継ぎ手は全長一五〇～二〇〇mほどになるが、その部分にヒビ割れ

が生じているかどうかの検査は、定期点検時にもごく一部分しかなされていない。

七、従つて、この原子炉には緊急炉心冷却系

一九八八・八・二三

## 「八八年度防衛白書」に関する談話

安保・自衛隊・軍縮等安全保障基本政策委員会

委員長 上原康助

一、「白書は、昨年一二月のINF条約締結にともかかわらず、現下の国際情勢分析においていまなお「核兵器を含めた力の均衡」によって維持されているとの「核抑止論」「力の均衡論」を基底に据えており、新たな米ソデタントの可能性と、米ソ核軍縮のさらなる進展に向けた展望に一切背を向けた認識に終始している。とくに、INF条約の影響についての項を設け、SS-20の撤去があたかもNATOのペーシングII、G

の作動時等の熱衝撃によつて、脆性破壊によるとり返しのつかない大事故発生の危険性が潜在しているとみるほかはない。

八、そのため、住民いや全国民の安全と企業の信頼の回復のためには即時休止して、これら十分な解明と精密な検査を実施することが必要不可欠である。

LCMの配備によつて達成されたかのことき認識を提示し、今後の核兵器の近代化や通常戦力の改善による抑止力強化を積極的に支持してわが国防衛力の増強を正当化しようとしている。わが党は米ソデタントを切り開くか否かの岐路の時代にあって、このような国際情勢認識と軍縮の世界的潮流を軽視の政府・防衛庁の基本姿勢を断固批判するものである。

一、第二に「白書」は、ソ連のペレストロイ

カ下の外交政策について、「平和的意図」の誇示によつて対外関係の改善・強化を図ろうとするものであり、ソ連軍事力増強の趨勢は変化していないとの認識を示し、ゴルバチョフ書記長のペレストロイカとその外交政策を西側に対する非軍事的手段による政治宣伝として一面化している。また、多様性を容認するゴルバチョフ政権の対東欧政策の変化、アフガニスタンからの撤退など東欧や第三世界における政治・軍事政策の転換を一切無視して、第二次大戦以後から今日までのソ連の対外政策を拡張政策として一面化している。わが党は、防衛庁のペレストロイカに対する評価の経済的側面への一面化、ならびにその政治・外交・軍事的側面の分析の欠如、ゴルバチョフ書記長の提案するヨーロッパにおける通常戦力を含めた各種の軍縮提案やアジア・太平洋地域における信頼醸成措置に関する提案等についての評価の欠落について、防衛政策の主管庁としてのゴルバチョフ体制に対する認識不足に強い危惧を指摘しなければならない。

一、ついで「白書」は、NATOにおける核兵器の近代化を「侵略を抑止する」ものとして評価している。また、通常戦力レベルWP0優位にあるヨーロッパ正面でのNATOの東欧・ソ連への縦深攻撃戦略（「FO

F A) や前方防衛体制を高く評価し、N A T O の事前集積態勢や平時・有事の駐留軍支援態勢を高く評価している。これは、わが国において研究が開始された受け入れ国支援態勢や有事法制の整備の推進を積極的に位置付けようとする危険な企図を示すものである。

一、第四に「白書」は、昨年同様、わが国の地理的特性について、「大陸と海洋の接点」であり、わが国がソ連軍事力のアジア・太平洋への進出経路を制約する地政戦略上の重要な意義を帯びているとの認識を示している。また、北西太平洋への米軍の前方展開の増強との関連を指摘することなく、SS - N - 12 海洋発射巡航ミサイルの軍備などやバツクファイアの配備を強調している。これはとりもなおさず米国の対ソ軍事戦略における日本の前進展開を正当化し、ソ連太平洋艦隊の撃滅、極東ソ連軍基地の撃破など極めて攻撃的な米国的新「海洋戦略」への加担を推進するものにほかならない。わが党はそのような対ソ封じ込め戦略の視点からするわが国の地政戦略上の重要性から、米軍事戦略への急速な加担を正当化しようとする「白書」を断固糾弾する。

一、最後に、「白書」は洋上防空の要としてペルシャ湾でイラン民間機を撃墜したイージ

ス艦の導入を誇示している。ここに象徴されるように自衛隊の軍事力増強は、米国の対ソ戦略に組み込まれ、装備・技術・指揮通信機能の一層の統合化をはかるものである。

一九八八・八・二三

## 一九八九（昭和六四）年度建設省予算の概算要求に関する申し入れ

大都市での地価高騰の沈静やNTT資金の上乗せによる公共事業の拡大などが声高かに

言われているが、実態は、地価は高値安定にとどまっているうえ、公共事業も自治体の負担増という“訴え”が聞こえるだけで、肝心の「社会基盤の整備」が順調に進捗しているとは認められない。

したがって、政府・建設省は一九八九（昭和六四）年度予算の概算要求に当たっては、左記の住宅および宅地の供給をはじめ道路、河川、下水道、災害復旧、地域経済の活性化等々を中心に集約し編成するよう強く要請します。

### 一、基本方針

- 1 公企事業にかかる自治体への補助金は國の財政難を理由に一九八五（同六〇）年度から補助金等臨時特例法によつて削減しているが、國民への約束期間が過ぎる一九八九（同六四）年度からは、一九八四（同五九）年度の水準に必ず復元すること。
- 2 住宅、道路、公園等あらゆる公共事業の進捗、整備率を左右する土地政策、とりわけ地価対策を強力に推進すること。
- 3 東京一極集中開発を極力抑制し、多極分散の開発を基調に、地方経済を活性化させる建設行政を強力に実行すること。

### 二、住宅について

記

り、集団自衛権に実質的に踏み込むもので

ある。わが党はこのような自衛隊の軍事戦略と軍事装備の日米統合化政策を断固、糾弾するものである。

1 公共賃貸住宅を大量に建設供給すること。

と。大都市をはじめ都市住民の住宅不足をすみやかに解消するため、公営、公団、公社等による良質で低家賃の住宅を大量（前年度比三〇%増）に建設すること。

2 公団家賃の引上げや建て替えについては一方的に行なわないこと。

3 住宅金融公庫の融資は、貸付対象者および融資枠の拡大、所得制限の大幅緩和など景気浮揚に偏重しているため、公庫本来の目的である「低所得者層の住宅困窮者向け融資」に重点をおくこと。

4 全国の自治体に定着している宅地開発指導要綱に対する改廃等干渉を慎しみ、良質な宅地の供給、住環境の整備に努めること。

5 国内産木材の需要拡大のため、在来工法による木造住宅の建設促進と学校、公民館など官公需の拡大にも積極的に取り組むこと。

6 「ウサギ小屋」という汚名を返上、解消し、わが国の居住水準を高めるために、すみやかに住宅基本法を制定すること。

三、道路について

1 第一〇次道路整備五ヶ年計画のうち、とくに筋骨道路といわれる高規格高速横断道路をはじめ道府県、市町村道など地方道路を重点的に拡充、整備すること。

2 積雪寒冷地帯での生活、生産活動を守るために、冬期間の交通が確保できる融雪等充雪道路の整備に努めること。

四、治山治水について

1 大河川の整備率五七%に対し、中小河川二八%、土砂災害危険区域一七%という危険な実態のため、中小河川、土砂災害地を緊急に改修、整備すること。

2 地価高騰のあおりで急傾斜地人口が急増しているため、その崩壊防護対策事業を強力に行なうこと。

五、都市について

1 わが国の下水道普及率（三七%、人口五万人以下の都市は五%以下）が欧米先進国（イギリス九七%、西ドイツ九一%、アメリカ八〇%）に比し大きく遅れているため、その整備、普及に努めること。

2 地震の「多発列島」といわれ、日常的に不安にさらされている都市市民のために、早急に防災都市を構築、整備すること。

右、申し入れる。

（回答は文書で行なうこと）。

一九八八年八月二三日

日本社会党政策審議会

会長 伊藤

建設部会長 木間

茂

六 災害復旧について

建設大臣 越智伊平殿

1 洪水等による災害地に、とりわけ激甚災害対策特別緊急事業認定地域には、万全の復旧対策を講じ、また関係機関と協議して災害関係救済の諸基準を引き上げ、被災者（地）優先の救済、復旧事業に努めること。

2 被災自治体に対する財政負担を極力強いないこと。また過疎化をすすめないよう山間被災地には迅速に対処すること。

七、中小建設について

1 中小建設業の保護、育成と公共事業による地域経済の振興のため、地元中小建設への発注を五〇%以上とし、建設労働者の雇用確保等もはかること。

2 中小零細建設業者の施行能力向上のため、技術研修等に対する助成や資材の安定供給、また機械購入の融資等を積極的に行なうこと。

# 一九八九（昭六四）年度国土庁予算の概算要求に関する申し入れ

## 概算要求に関する申し入れ

東京圏を中心とした昨年の土地高騰について

臨時行政改革推進審議会の土地問題検討委員会は、さきの最終答申で「土地政策とその指導上に問題があつた」と国土庁等関係機関を厳しく批判したように、わが党も機会あるごとに各種の提言を行ない、また改善を求めてきたことは改めて申すまでもない。

ところで、地価がやや沈静化の兆しを見せ

てゐる現時点において国土庁がこんこの政策基調を表わす明年度予算の概算要求を行なうこととは、こんごの地価動向に少なからぬ影響を与えることと同時に、中長期的視点からも極めて重要な意味をもつものである。したがつて、国土庁は高値安定とはいえ、沈静化状態にあるいま将来に禍根を残さない抜本的改革を断行するようわが党は土地、住宅等で苦しむ多くの国民に代つて強く要望する。

ついては、一九八九（昭和六四）年度予算の概算要求に当たつては左記に示した社会党の各要望事項をご検討のうえ同概算に具体的に反映されるべくご協力を切望するものであ

る。

### 記

一、政府・国土庁は、さきの第一一二国会にわが党を中心とする社公民共同提案（現在、継続審議）の土地基本法案を審議、成立させること。

二、東京一極集中の弊害を緩和し、多極分散を推進する二環としての政府機関地方移転については、関係機関及び関係職員団体等の要望を聴取、反映させるよう努めること。

三、国土の均衡ある発展を推進するために、多極分散型国土の形成に努めることはいうまでもないが、併せて地域経済の活性化にも強力に取り組むこと。

九、本土と離島との経済格差が拡大しているため、農漁業をはじめ商工、交通、通信等々における格差是正につとめること。

八、自然の生態を壊さず水資源の確保につとめること。

七、国に協力して困難な土地行政を行なつてゐる各級自治体に対し、絶対に超過負担をさせないよう配慮し、補てんまたは助成するなど努めること。

六、土地制度、政策を公正に実施し、国民からの土地行政への信頼感を高めるため、土地評価制度の一元化はもちろん「土地行財政の一元化」をも実現するよう真剣に取り組むこと。

五、国土利用計画法による規制および監視等区域指定など同法運用の機動性を高めるため、政府・国土庁は同法改正案（第一一二国会に社公民三党共同提案、現在継続審議）を審議、成立させるよう努めること。

トとして構想、整備すること。

五、国土利用計画法による規制および監視等区域指定など同法運用の機動性を高めるため、政府・国土庁は同法改正案（第一一二

国会に社公民三党共同提案、現在継続審議）を審議、成立させるよう努めること。

難地の確保と周知、事前訓練等々関係自治体と一緒にって対処すること。

右、申し入れる。

(回答は文書で行なうこと)。

一九八八年八月二三日

一九八八年八月二十四日

## 日本社会党政策審議会

会長 伊藤

建設部会長 木間

国土庁長官

内海英男 殿

茂 章

## 総合的な不足払い制度の創設

- ① 子牛の不足払い制度導入は当然だが、農業総研のシミュレーションや牛肉価格安定制度見直しの動きにも見られるように、牛肉自由化が成牛価格に及ぼす影響も甚大と言わざるを得ない。  
そこで、乳用種子牛、乳用種成牛、和牛子牛、和牛成牛の四部門に分けた総合的な不足払い制度を創設すること。
- ② 不足払いによって支払われる交付金の金額は、各部門毎に、生産費・所得補償方式により算出された水準（基準取引価格）と家畜市場による一定期間の平均売買価格（平均取引価格）の差額とすること。
- ③ 現行の肉用子牛価格安定制度は廃止し、出資金の精算を行うこと。肉用子牛価格安定制度に政府の不足払いの下支えをさせる政府部内の構想は、より緊急度の高い急激な価格低下の被害への対応を、生産者自身の積立金に依存しようとするもので、底無しの暴落になればなるほど生産者にシワ寄せをする危険な構想と言わざるを得ない。

牛肉・オレンジ等自由化に伴う  
対策についての申し入れ

### 一、はじめに

牛肉・オレンジ等の自由化が決定したが、これによる日本農業への要求は甚大であり、関係農家は大きな不安を抱えている。この際、政府は、日本農業の将来に禍根を残さないよう、万全の対策を講ずるべきである。そこで、わが国の牛肉・かんきつ等の生産の存立をかかるため、以下の対策を講ずるよう、申し入れるものである。

### 関税の水準維持

今回、日米で合意された日本が輸入する牛肉についての緊急輸入制限は、アメリカが輸入する牛肉への食肉輸入法に基づく緊急輸入制限に比べ、①日本は基準数量の二割増で発動、②アメリカは基準数量の一割増で発動、③日本は関係国との合意が得られれば輸入割当に移行、アメリカは無条件に輸入割当に移行――といった点で大きな不平等がある。これは国の自主性にかかる問題であり、直ちに是正のための交渉を行うこと。

また、二五%を超える特別関税については

その存続と高関税率維持をはかること。

### 二、牛肉対策

1 緊急輸入制限における不平等是正と特別

国内対策であることに鑑み、不足払い財源は全額国庫負担とすること。また、不足払いを行う子牛、成牛の数量に政府が制限を設けることは行わないこと。

⑥ 不足払いは全国で実施できるよう体制を整備すること。

⑦ 不足払いの契約は、生産者が組織する農協・農協連合会の機能を活用する仕組みとすること。

### 3 畜安法に基づく価格安定制度の円滑な運用の促進

- ① 国内牛肉価格低落時には、輸入牛肉の壳り渡し停止、生産者団体による調整保管への事業団助成、事業団による買入保管等を適切に実施すること。
- ② 輸入牛肉の同時売買入札方式（SBS）の拡大に当たってはその適切な運用を行うとともに、畜安法の趣旨に基づき国内牛肉価格に打撃を与えないよう事業団操作牛肉の適正な放出を行うこと。
- ③ 輸入牛肉の小売段階での产地表示販売（外国産と国産の区別）を指導すること。

#### 4 経営対策

- ① 牛種の転換または改良、経営の刷新及び規模の拡大、自給飼料の開発、新技術の導入等により、生産者が国産牛肉の競争力を高めるために必要な資金を融通するため、農林漁業金融公庫に無利子で長期（最高五

〇年）の「肉牛生産改善特別資金」（仮称）を導入すること。

② この際、肉用牛生産に関係する農家負債を整理しておく必要があるので、農林漁業金融公庫に無利子長期の負債整理資金を設けること。

また、負債を整理したい農家の農用地等を上げる制度を創設するとともに、負債整理のための農地等の売却については譲渡所得税を減免すること。

③ 生産資材の引き下げ策、加工流通コストの引き下げ策を強力に講ずること。

豚肉、鶏肉、あるいは魚類の需給関係への牛肉自由化の影響に注意し、適宜、価格安定策等、適切な措置を講ずること。

三、かんきつ対策

#### 1 オレンジ等緊急輸入制限の発動体制の整備

果樹農業振興特別措置法第五条発動のための政省令を作成し、同法に基づくオレンジ、オレンジ果汁に対する緊急輸入制限の発動体制を整備すること。

#### 2 果汁原料用果実不足払い制度の創設

① オレンジ生果とみかん生果が競合するのは当然であるが、オレンジ果汁とみかん果汁の競合がより密接であることは一般的な

認識となつていて、したがつて、これに対応するため、果汁原料用果実不足払い制度を創設すること。

② 不足払いによつて支払われる金額は、生産費・所得補償方式により算出された水準（保証基準価格）と一定期間の平均売買価格（平均取引価格）の差額とすること。

③ 現行の加工原料果実価格安定対策事業は新しい不足払い制度に吸収することとし、財源は全額国庫負担とし、財政負担の歟止めとなつていて「最低基準価格」は廃止すること。

④ 不足払いの対象数量は、生果の需給調整機能が維持できる水準を確保すること。

#### 3 経営対策

- ① 品種の転換または改良、経営の刷新、新技术の導入等により、生産者がみかんの競争力を高めるために必要な資金を融通するため、農林漁業金融公庫に無利子で長期（最高五〇年）の「かんきつ生産改善特別資金」（仮称）を導入すること。
- ② 果樹振興地域指定を行い、かんきつ生産団地の再編整備を行うこと。果樹产地体质強化のため、かんきつ園更新事業を実施し、改植、高接ぎ、ハウス施設等への助成を強化すること。樹園地緊急整備事業を実施し、補助率アップ、事業単位の小規模化、受益者の自主施行等を行うこと。

③ 生産調整対策は生産者の自主的選択を基

本に他作物への転換、再生、または伐採整

理等の誘導策を講じ、抜幹経費を含む転換

助成等を行うこと。

④ この際、みかん生産に関する農家負債

を整理しておく必要があるので、農林漁業

金融公庫に無利子長期の負債整理資金を設

けること。

⑤ みかんの消費拡大のため、学校給食、刑

務所等でのみかん活用を促進すること。輸

出市場拡大、消費宣伝等に努めること。

⑥ 缶入りジュースのコスト軽減のため、空

缶の国内独占価格にメスを入れるととも

に、アジアNIES等からの空缶輸入を促

進すること。

⑦ 多品目、高性能選果施設の導入、更新に

努め、コストの低減をはかること。また、米

果汁工場の体質強化のための策を講ずるこ

と。

⑧ 新品種、新技術開発と国及び県における試験研究の画期的な充実と強化をはかること。農業後継者海外研修制度の創設で、海外農業者との相互理解、技術交流を深め就農意欲を高めること。

#### 四、ガット裁定一二品目対策

##### 1 乳製品対策

乳製品の一部を自由化するのは政府公約に

トマトジュースの製造コスト低減のための缶代等資材価格引き下げ策、原料产地表示の奨励措置、加工用トマトの生産性向上、転作等にかかる対策を講ずること。

##### 2 でんぶん、異性化糖等対策

違反するので、これを撤回すること。

ココア調整品・調整食用油脂等の偽装乳製品については、国内乳製品の需給や価格に混乱をきたさないよう輸入抑制の措置を講ずること。

放射能汚染地域からの乳製品輸入を直ちに中止するとともに、国内生産制限を緩和すること。

ラッカセイ、雑豆については輸入枠拡大を行わないこと。

一二品目関連農家についても、牛肉、みかん農家に準ずる経営改善、負債整理対策を講ずること。

##### 3 果実加工品対策

ピューレ、ペースト、パルプの果汁使用を抑制すること。輸入物の割合を増やす方向で変更しないこと。

果汁原料価格の補填対策を確立すること。

果実加工品のコスト引き下げ策を講ずること。

##### 4 パイナップル対策

パイナップルは、さとうきびと並び、米生産に依存できない沖縄県の基幹作物であることに鑑み、政府買入制度の創設により、生果あるいは加工品の再生産を保障する価格での買入れ、輸入物と競争できる価格での売却を行うこと。

##### 5 トマト加工品対策

トマトジュースの製造コスト低減のための

点配分

六、自由化関連地域への公共事業の重

いも作の生産性向上、作付転換、農業基盤の整備、機械化の推進、加工食品等新品種開発・普及など、生産から加工・流通にいたる各般の施策を拡充・強化すること。

##### 6 ラッカセイ、雑豆対策

ラッカセイ、雑豆については輸入枠拡大を行わないこと。

##### 7 経営改善、負債整理対策

一二品目関連農家についても、牛肉、みかん農家に準ずる経営改善、負債整理対策を講ずること。

##### 五、輸入農産物の安全検査体制の強化

現在のわが国の輸入農産物の安全検査体制は、諸外国の農薬、添加物の使用状況に応じた合理的なものとはなっておらず、特に、pestoハーベスト農薬へのチエック体制などの不備が指摘されている。また、放射能汚染農産物の安全検査体制への疑問も出されている。この際、政府は、消費者団体、専門家等の意見を参照し、食品安全基準を諸外国の実情を把握した合理的なものへ改善すべきである。

資の重点配分を行うこと。特に、北海道、南九州、四国の高速道路・情報通信網の整備、空港、港湾の整備を促進し、地域経済の活性化をはかるとともに産業誘致のための条件整備を行うこと。

この度の自由化対策は、農水、大蔵両省はもちろん、厚生、建設、運輸、郵政、労働、文部各省及び国土、経企両省その他の有機的連携なくしては総合的対策とすることができない。

そこで、内閣に、首相を本部長とする「牛・かんきつ等自由化対策本部」を設け、政府一体となつた総合的な対策を準備すべきで

## 七、各省庁間連絡体制の整備

ある。

一九八八年八月二十四日

日本社会党中央本部

中央執行委員長 土 井 たか子

農林水産局長 竹 内 猛

農林水産部会長 果樹対策委員長 田 中 恒 利

農林水産物市場開放問題対策特別委員長 安 井 吉 典

畜産対策委員長 串 原 義 直

農林水産大臣 佐 藤 隆 殿

化は、酪農家や肉牛生産農家はもちろん、養豚・養鶏農家への影響を与える。また、オレンジやオレンジ・ジュース、あるいは一二品目の中の果実加工品の自由化は、みかんはもちろんのこと、トマト、モモ、りんご、あるいは、ぶどう、なし、かきなどの生産農家への影響をもたらすことは確実である。また、次はコメの輸入自由化まで行く危険性がある。加えて、自民党政府の「消費税」法案の成立を許すならば、農業用機械、肥料、農薬などの課税を農産物価格に転嫁できず、農家経営は一層、困難となり、このまま推移すれば日本農業が壊滅的打撃を被るおそれがある。

二、無制限な農産物輸入自由化を阻止するために、ガットに加盟する国々の話合いの場であるウルグアイ・ラウンドで、おりしも農産物貿易ルールの見直しが進められていることもあり、この話合いの中で、EC、北欧など日本と考え方の近い国々と協力して、アメリカなどの極端な自由化推進の国を包囲して、食料安全保障や各国の生産条件の違いにも配慮した農産物貿易ルールを作り、その中で我が国の一一定の食料自給率の確保について理解を求めていくことが必要である。また、アメリカの新通商法の成立で対日要求の強まりが予想されるが、コメの輸入については絶対に認められない。

# 農業危機を克服する政策提言

——自由化国内対策の確立をめざして——

日本社会党  
委員長 土井たか子

一、牛肉・オレンジと、いわゆる農産物輸入制限一二品目の自由化決定により、日本の

農業は、今、戦後かつて経験したことのない厳しい状況に置かれている。牛肉の自由

三、先日、自民党は自由化国内対策を決定したが、これは全く不十分な内容である。子牛の不足払いは当然だが、成牛についても不足払いを行なうべきである。自民党は、不足払いで子牛を売る農家の手取りを保障しながら子牛の市場価格を抑制すれば子牛を育てて成牛にして出荷する農家(肥育農家)もだいじょうぶだと説明しているようだが、子牛を育てるコストがアメリカやオーストラリアとは違うのだから、成牛にも不足払いを導入して、肥育農家の手取りを保障するようにならなければ、新しい事態への対応は不可能と言える。また、牛肉自由化の影響もにらみながら、豚や鶏に対する不足払いを準備しておくことも必要である。

果実については、現在、モモ、リンゴなど加工原料用果実の生産者補給金制度があるが、これを拡充・強化することが必要である。

#### 四、また、自由化による危機に対応するため、

土地改良、畜舎建設等にかかる農家負債を早急に整理する必要がある。ところが、

現行の農家負債整理のための借りかえ資金は金利が四・〇五%と高く、また、いろいろな規制があり、全く不十分と言える。既に、農家の積極投資を援助する「農業改良資金」は無利子で融資されており、これに習い、農林漁業金融公庫に無利子の負債整

理資金を設ける必要がある。その際、償還期間は農家の希望により、最長五〇年とし、後継者の同意を前提に二世代ローンも認めることとする。また、これと合わせ、負債を抱える農家の土地等の資産を国、自治体、農業公社等が買い上げる制度の創設や、負債農家の譲渡所得税の減免制度の実現が必要である。

五、以上は、政府・自民党農政の失敗の後始末とも言うべき対策だが、二一世紀を展望する農業については新しい発想が必要である。そのため、(1)米を中心とした確固たる国境措置の維持及び、消費者ニーズに対応した、安全・良質・適正価格の農産物を安

一九八八・九・一

## 動燃事業団の放射性廃棄物 放置問題に関する申し入れ

動燃事業団によるウラン鉱の採鉱は、選鉱によって生じた放射性廃棄物が、単なる「捨石」として堆積・放置されていたことは重大である。第一に、ウランを含む廃棄物は超ウ

ラン元素を含む廃棄物と同様な取り扱いが必要であり、第二に、風化が進むとウランばか

りでなく発ガン作用の非常に強いラドンガス等が相当程度環境中に出ている恐れもあるからである。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」には、「製錬の事業」は規制の対象とされているが、「採鉱の事業」は書か

れていないなどという言い逃れは許されるものではない。この法律では「濃縮の事業」は対象外であるにもかかわらず、「加工の事業」で「濃縮の事業」を実施しているほど「必要に応じて弾力的に運用」してきたはずの動燃事業団と科学技術庁にとつて、人形峠事業所の「採鉱の事業」や「選鉱の事業」は「製錬の事業」の中に含めて対処するのが当然であった。

従つてわが党は、早急に次のことが実行されるよう申し入れるものである。

## 記

一、このウランを含む放射性廃棄物は、ドラム缶に収容し、人形峠事業所敷地内に設置する建屋内に収納すること。製錬の残滓についても同様な処置をとること。

二、採鉱、選鉱の当時、ウラン鉱石と廃棄物とに分けた基準、及び生じた廃棄物の放射能レベルとその量を明らかにすること。

三、堆積場周辺のラドンおよびラジウムの濃度を測定すること。

四、堆積場周辺と下流域および風下地域の住民の健康調査と農作物の検査を実施すること。

五、動燃が岡山県や上齋原村と結んだ「動燃事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書」に対して、「範囲外だ」と言

い逃れることなく、この事業所が設けた堆積場についても広く周辺の人々に責任と誠意をもって対応すること。

一九八八年九月一日

日本社会党  
委員長 土井たか子

科学技術庁

長官 伊藤宗一郎 殿

動力炉・核燃料開発事業団

理事長 林政義 殿

一九八八・九・一

## 中間報告

韓国との友好・交流に関するプロジェクト

主査小野明

とにしました。

プロジェクトは、六月一六日の第一回会議で、「聞く、見る、考える」をプロジェクトの活動の基本として取り組むことを確認し、報道関係者や学者、韓国政治家等から、韓国

聯合通信社の金基成駐日特派員・東京支局長と韓国中央日報社の崔詰周駐日特派員、七月

二〇日には、和田春樹東大教授、安江良介岩波書店常務、小林一博東京新聞政治部記者、



今津弘朝日新聞調査研究室顧問、重村智計毎日新聞外信部記者、八月五日には、韓国民主正義党の韓昇洙国會議員をお招きし、八月二日には、韓国統一民主党の金泳三總裁が土井委員長を表敬訪問された際にも、御意見を伺うことができました。

こうした、一連のヒアリングをもとに、八月二十四日、プロジェクト内で十分かつ熱心な意見交換を行い、わが党と韓国との友好・交流について、つぎのような見解をまとめました。ここに報告します。

## 記

一、国際情勢は新デタンントの時代に入り、朝鮮半島もソウル・オリエンピックを目前に緊張緩和、対話、交流への努力など新たな変化、動きが見られる。党はこれら南北両国の努力を評価し、新たな対応を積極的に展開する。

一、日本と朝鮮半島との関係における原点は、植民地支配の反省にあり、党は今後ともこの原点にたって、新たな政策づくりにとりくむ。

一、党は、大韓民国の存在を否定したことはないが、大韓民国の不承認、朝鮮民主主義人民共和国一辺倒という印象を内外に与えたとすれば反省しなければならない。朝鮮半島には大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国

国があり、党はこの現実認識にたって、東北アジアの緊張緩和と平和の実現のため、南北両国との均衡ある友好関係づくりを進める。党は一九七二年の南北両政府間で合意された「七・四共同声明」に基く統一への努力を積極的に支持する。

一、党は、朝鮮半島の緊張緩和、南北対話、統一への努力を支持し、そのための環境づくりに貢献してきた。朝鮮労働党との友党

関係を維持してきたのも、そうした立場の反映であり、今日まで歴史的に築き上げてきた両党の友党関係は、今後とも堅持する。

一、党は、第五三回定期全国大会の運動方針に基き、党代表団の訪韓を実現し、大韓民国の政府関係者、諸政党、諸勢力などと交流し、相互理解を深める。

一九八八・八・一四

## 「日韓関係についての見解」

日本社会党  
委員長 土井たか子

(1) 私は、第五三回定期全国大会後の記者会見で「韓国の盧泰愚大統領就任は、韓国においてはじめての平和的民政移管であり、民主化の第一歩である」とし「盧泰愚氏が内外に公約した（六・二九声明）民主化の諸措置を具体化されることを期待し、注目したい」と指摘いたしました。

申すまでもありませんが、韓国の民主化は

「民主、民族、民衆」をスローガンとした民衆の「生命を賭した闘い」によつて切りひらかれたものであり、盧泰愚氏がそれを、受け入れて、憲法改正、大統領直接公選が実現し、今日に至つたものであります。

私どもは、今後、「言論、集会、結社の自由をはじめとする基本的人権の擁護」「政治犯の

「解放」について、新大統領が積極的に対応されるよう注目してまいりたいと存じます。

(2) わが党は、これを機会として韓国との交流に努力いたしますが、国會議員及び中央本部書記局員は他の外国訪問と同様な手続きをとつて訪韓できるよう措置いたします。

この際私たちは改めて、

① 三六年にわたる朝鮮にたいする植民地支配にたいする反省を基礎とした「民族の道義」を自覚すること、

② 戦後の日韓関係、就中、歴代自民政府によって進められた対韓政策と、日韓関係を根本から問い合わせること。私どもが心をいためているのは、今日まで日朝関係はもちろん、日韓関係においても国民同士の本当に和解と信頼関係が出来ていらないということを認識すること。

③ 極東情勢の緊張緩和と南・北朝鮮の主的・平和統一のための条件と状況を促進させるよう協力し、いやしくもこれを阻害するような行動はとらないこと、という立場を強調したいと思います。

(3) わが党がこれまで進めてきた

イ 在日韓国、朝鮮人の人権擁護（指紋押捺にみられる民族差別を止めさせること）  
ロ いわゆる「日韓癒着」にみられる、経済協力の在り方を糾し、民衆の福祉と生活のために貢献するよう努力すること。

八 貿易や経済関係のインバランスを是正し、平等、互恵の経済関係を促進すること。

一九八八・九・一三

## 日本政府の対朝鮮制裁措置の解除について（談話）

日本社会党  
書記長 山口鶴男

一、政府は本日、朝鮮民主主義人民共和国に対する制裁措置を一六日に解除することを発表したが、わが党はこの解除措置を歓迎する。

一、今回の制裁措置解除は建国四十周年式典に出席した党訪朝団が朝鮮労働党との会談の中で、日朝間の全般的関係改善など今日

国間の友好のため積極的に努力すべきである。

一、わが党は国際情勢の全般的なデータントの流れの中で朝鮮半島の南北両国との交流を推進し、朝鮮半島の緊張緩和と平和統一実現のため、さらに努力したい。

的課題の解決のため真剣に努力した結果によるものである。日本政府は、この機会に朝鮮労働党の訪日を実現し、日朝両政府間の協議を再開し、第十八富士山丸問題の解決など日朝両国間の関係改善をはかり朝鮮半島の緊張緩和と平和統一の実現、日朝両

〔今日の焦点〕

# 一九八八年度『経済白書』を読んで

渡辺 博

## 樂觀主義に彩られた八八年度白書

一九八八年度経済白書『年次経済報告』は、昨年度の対外経済摩擦からくる極めて厳しい危機感を背景としたそれとはうつて変わって、

日本経済のパフォーマンスに対する「賛歌」に溢れている。八七年度のわが国経済が予測を上回る高成長、しかも内需の依存度の高い成長を示したことに対する日本経済の潜在力を過小評価していたことへの反省からくる、今後のバラ色ともいうべき樂觀的見通しに貫かれている。

もとよりこのことは、われわれが一貫して臨調行革の縮小均衡路線に対し、日本経済の潜在生成力を正しく評価して拡大均衡路線を選択し、国民生活の質の向上をはかること、そのことによって真の財政再建も実現できるとした、その主張とは同じではない。白書は、「円高という試練をいつものことながら、企業の柔軟な対応力と国民の勤勉さによって克服し、目覚ましい成長をとげている」と、したがつてこれを誇りにして「こうした利点を生かして、発展を図っていくべきである」としている。これでは、「働いて 円高にして

首を締め」という川柳のように、実は、喉元過ぎれば熱さを忘れる諺のたぐいではなかろうか。対外不均衡・円高を契機に歴史的転換点に立つ今こそ二一世紀を展望して経済社会を根本的に考え直す時だという時代認識は、全く希薄だといわなければならない。

白書は、第一章「昭和六一年度経済白書の特徴」、第二章「世界経済の中の日本経済」、第三章「わが国産業の新たな展開」、第四章「豊かな国民生活の課題」、第五章「内需主導型の構図」——からなつていて。八七年度の経済の特徴として白書は、①内需主導型成長が実現したこと、②景気上昇のスピードが非常に急速であったこと、③景気上昇の過程で構造変化がすんだこと、④経済バランスが改善したこと——の四点をあげている。そして七月九月期以降、年率九%成長という急速な景気上昇の達成という見込み違いはなぜ生じたか、を自問自答している。答えは、「日本経済の適応力を過小評価したこと」にあるとし、とりわけ「民間企業の活力が今回の急速な景気上昇の基本的原因」だと強調している。こうした評価は表面的過ぎないだろうか。問題は、対外経済摩擦が余りにも激しかったために、「円高」をマクロの面でマイナス要因としてだけ捉えたことにあつたのではないだろうか。その

ために、円高差益によつて巨額の利益を得た企業・産業も多かつたことを無視、あるいは軽視したことを反省する必要がある。こうした金高メリットが企業の財テク・マネーベースに拍車をかけたことは今や明白であろう。

確かに白書も「円高メリットの波及効果」を指摘し、企業が円高に對して積極的対応をはかつたことを強調している。しかし問題は円高が「石油危機」に匹敵する「価格革命」（第三章）なのかどうか、である。円高が「ネグリジブルな代替エネルギー産業を除き、経済主体の九九%までがマイナス効果を受けた」かつての「石油危機」に匹敵する危機ではない、という柴垣東大教授の指摘（『エコノミスト』、八八・八・一五号）は、説得的だといふべきである。このような白書の一面的な円高の認識と「民間活力」の評価は、必然的に第五章で展開される「民活万歳」ともいうべき路線に直結する。

同時に重要なことは、急激な円高による「円高デフレ」は一体天災だったのか、ということである。白書ははじめに円高ありきで、その分析は一切ない。国内的要因から見れば「円高」は、この間の臨調・行革路線による縮小均衡の「新保守主義」の必然的な帰結ではなかつたのか。臨調・行革路線は外需依存を拡大し、とりわけ対米輸出にシフトしたこと、対外経済摩擦を引き起こしたことは明白である。しかも、円高、原油安によつて膨大な利益を企業は懐にしたが、臨調・行革のために投資へ向かわず、財テク・マネーベースに向い、地価の異常な高騰と株価高をもたらしたのである。このように、わが国における臨調・行革路線に具体化された「新保守主義」（新自由主義）が「円高」で見事に破綻したにもかかわらず、「円高」という試練をいつもことながら、企業の柔軟な対応力と国民の勤勉さによつて克服したとし、「我々はこれを誇つてよい。今後においても、こうした利点を生かして、発展をはかつていくべきである」（「むすび」とする白書は、いぜんとして新保守主義の賛歌を歌い続けようとするのであろうか。

### 均衡ある貿易構造への戦略視点欠く

「世界経済の中の日本」では、①世界経済は株価暴落という混乱はあつたものの、全体としては緩かな拡大を遂げた。②主要因の対外不均衡は、やはり米国を中心に発生しているといつても過言ではない。

③円高によるわが国貿易構造の変化のうち特筆されるのは、製品輸入の動きである、④しかし、今後の輸出は中長期的には輸出規制、NIESの技術向上による追い上げ、海外直接投資の増大などのため従来のようない伸びは期待できない。⑤また、製品輸入の増加とともに水平貿易へと移りつつある。とくにそれはNIESとの間で著しい——ことを指摘している。こうした事実認識にたつて、わが国の役割として、①国内市場の開放、内需中心の経済拡大、調和のとれた対外均衡の実現、②途上国への経済協力の拡充や民間の資金協力の拡大、③自由貿易体制の維持・拡大、安定した国際通貨体制の構築など、いわば国際公共財の機能の提供における役割分担——を提起している。

今年の白書で評価できる点の一つは、はつきりと対外不均衡がアメリカを中心にしていることを明らかにした点である。八〇年代前半のドル高でアメリカの貿易赤字が拡大し、さらに減税と軍事費を中心とする歳出の大増大を背景として財政赤字が膨らんだこと、そして、アメリカの経済構造が調整されなければ、対外不均衡の改善はすすみがたいことを強調している。だとするならば、軍事の削減なくして財政赤字は改善されず、対外不均衡の要因は根本的には除去されないのは論理的必然である。しかし、そこまでの言及がないのは政府白書の限界である。また、INF全廃条約に示される新たなデータントのうねりに逆行するかのようなわが国の防衛費の突出について、白書全体を通してなんらの指摘もない。

一方、対米過剰依存ともいふべきわが国貿易構造について、垂直貿易から水平貿易への移行、とくにアジアNIESとの間で著しいこ

との認識を示しながら、輸出の四割も占めるに至った今日の日米の暴易関係にメスを入れないことは不可解である。半導体問題、東芝ココム問題、そして牛肉・オレンジ自由化問題等々にみられる屈辱的なわが国の態度の背景には、過剰な対米依存の現実がある。均衡ある貿易構造の構築、新たな「自立と協調の戦略」ともいうべき政策提言がないのは、いかにも食いたりない。

「わが国産業の新たな展開」の章では、①円高は価格体系の変化をもたらし、価格体系の変化は供給主体の対応を通じて産業構造に影響を与えていている。具体的には、加工型製造業を中心とする海外現地生産へのシフトがすみつつあることのほか、中間財や部品の海外調達を活発化させている。②内需主導型に転換するためには、設備や労働力などの生産要素が内需主導型産業でより多く保有される必要がある。③国内供給が内需主導型構造に戻る可能性がある。したがって、内需の持続的拡大が必要である。④不採算部門の縮小、多角化、新規事業分野の開拓、新製品開発などがある。こうした企業戦略は積極性を増しており、それが昨年後半からの日本経済の内需主導型成長を支えている。⑤現状では雇用情勢は着実な改善を示している。理由として、内需型成長の実現によって企業家が日本経済に対する自信を回復したこと、輸出市場の見直しによる国内販売体制の強化、新規事業分野の開拓など、産業構造の変化自体に雇用改善効果があること――。

前述のように、七八年度の日本経済の特徴として白書は内需型経済の実現を、第一にあげている。問題はわが国経済が内需主導型への構造転換の過程にあるのか、構造転換が完了したのか、ということである。白書は「完了」説には懷疑的であり、再び輸出主導型に逆シフトする可能性を否定しない。当然のことである。深く輸出主導型にシフトし、ビルトインした構造がそう簡単に転換を実現できるとするのは、楽観的というよりも無責任である。「内需の持続的拡大が必要」という白書の主張は、強調してもし過ぎることはない。また、このことと不

可分の関係で、いわゆる「空洞化現象」については白書は否定的である。しかし、白書のように手放して樂觀できるのだろうか。確かに、一昨年来の円高は深刻な雇用・失業情勢の現出を予想させたが、嬉しい誤算となつた。だからといって、今後の予測に慎重さを欠くべきではあるまい。空洞化現象の否定は、あくまでも「内需の持続的拡大」が前提でなければならないし、構造転換過程での雇用のミスマッチがなくなるわけでもない。

### 「豊かな国民生活」の展望見えず

樂觀主義に彩られる白書のなかで、「豊かな国民生活の課題」ところだけは、急にトーンがダウンする。①内外価格差、長時間労働、住環境・社会資本ストックの貧弱さ、資産差別など解決すべきさまざまなもの歪みが存在する。②為替レートで換算した日本の物価水準は過去二年間に大幅な割高となつた。③労働時間の推移は、高度成長期に大幅な短縮をみせたが、その後昭和五〇年に入つてから下げどまり、最近では所定外労働時間の増加のため、やや増加している。労働生産性の向上の成果を労働時間の短縮に積極的に配分していく必要がある。④ストックについては、住宅は質の問題が残され、社会資本は質量とも先進諸国に見劣りする部分が少なくない。⑤金融資産で所得の高い階層ほど金融資産残高が多いなど、資産格差が拡大している。⑥国民生活の豊かさを実現していくうえで公的部門の果たすべき役割は大きい。生産者よりも生活者、消費者としての国民を重視する基本理念を明確にする。土地における公共性の認識も重要である。が第四章の内容。

「経済大国・生活小国」「経済一流・生活二流」といわれるが、実はこの二つは裏腹の関係にあるのだ。「経済大国」だが「生活小国」なのではなくて、「生活小国」だから「経済大国になつた」というのがことの本質ではないのか。しかも、臨調・行革路線の中で資産格差が拡大

したことの意味は大きい。

G N P の五六%を占めるのはいうまでもなく個人消費支出である。

家計調査でみると全所帯では、八六年度一・四%増に対し、八七年度は二・二%増である。ただし、世帯別では「一般所帯」では、八六年度の〇・三%増から八七年度には五・三%増へと大きく伸びたのにもかかわらず、「勤労者所帯」では一・九増から一・〇%へと伸びを減少させているのである。

消費ブームの中でデパートでは貴金属などの高価な商品が飛ぶように売れたという話を聞くが、勤労者所得にはおよそ縁のない話であることが、この数字からも明らかであろう。白書も所得階層間の格差が拡大していることを指摘し、これが八六・八七年の株価の急上昇、地価の高騰による資産価値の増大を要因だとしている。新たに「持てる者と持てない者」の問題に白書も危機感を抱いている。春闘における賃金抑制、他方での財テク・マネーゲームの熱狂など、問題の所在は明らかなのだから处方箋も正確なはずであるが、白書が現状の指摘にとどまつていてるのはなぜなのだろう。

労働時間の短縮がすさまじい理由として白書は、①石油危機以来労働力供給が緩和し、企業として時短をすすめる誘因が小さくなつたこと、②労働生産性の伸びが大きく低下するなかで向上の成果が賃金や利益に振り分けられ、時短に振り分けられなかつたこと、③企業が減量経営の一環として、生産の増加に対する雇用増よりも所定外労働の増加で対応しようとする傾向が強まつてること——をあげている。実態はその通りであろう。問題は、国際的に指弾されている労働時間をどう具体的に短縮するかである。ところが、「労働時間短縮の課題」の第一が、「国民の意識の変革」だとされているのは歪小化というべきで、百年河清を待つ態度ともいえる。

同じような失望感を味わわれるのは、「社会資本の充実」のところである。二一世紀に向けて、良質な社会資本を整備すべき時期は今を置いてない。白書にはこの認識が極めて希薄なのには驚かされる。五月

に発表された政府の「経済運営五年計画」においても、「豊かさを実感できる国民生活」というだけで全く無内容であり、同時に、社会資本の整備などの具体的な計画を示していない。いかに計画経済ではないといつても、計画デザインを欠いたものが「経済計画」たりえるのだろうか。

## 「民活」万能の内需主導の構図

「内需主導型経済の構図」では、(1)内需拡大の源泉、(2)民間企業の活力とその活用、(3)内需主導型成長の下での財政・金融政策——からなっている。内需拡大の源泉では、G N P の五六%を占める個人消費支出であり、可処分所得の重要性が指摘されているが、資産格差を縮めながら可処分所得をどう今後高めていくか触れられていない。むしろ白書の視点は(2)の民活に注がれている。

そこでは、①八七年度の経済拡大で重要な役割を果たしたのが民間部門の活力であり、今後とも民間部門の活力に期待が寄せられる。②規制緩和が実施されたにもかかわらず、公的規制の数が増加している。こうした規制は、国民生活と成長の阻害要因となる。③また、非貿易財、貿易制限財での公的規制が多いのは、内需型への転換と水平分業の足かせとなり、対外摩擦を生む要因となつている。④規制緩和、市場開放は民間企業の活力を一層引き出すものであり、国鉄、電々公社の民営化はその一形態である——というように、民活万能ともいうべき展開となつてている。

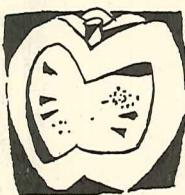
先に「第四章・豊かな国民生活の課題」のところが、白書のなかでいかにも收まりの悪いことを指摘した。例えれば狂乱ともいべき東京など大都市部での地価の高騰は、中曾根流民活=規制緩和の帰結ではなかつたのか。また、生活関連の社会資本の立ち遅れは、民活=規制緩和で克服できるのだろうか。あるいは、資産格差や東京一極集中はさらに拡大するのではないのか。八八年度白書の基調が円高を克服し、

内需主導型成長を実現した自信に満ち、さらに今後の日本経済をバラ色に描いていることからすれば、第四章がいかにも収まりの悪い部分となるのも構成上当然であろう。

白書の「生産者よりも生活者、消費者としての国民の重視」とこの民活路線は、いったいどこで、どう結びつくのであろうか。「財政運営」の頃で、社会資本の相対的不足が豊かさの実感に乏しい一因であり、財の性格に応じて公的部門が中心的役割を果たすべきだと述べている。こうした視点こそ、一人当たりのG.N.P.世界第一位と生活実感の乖離、「経済一流・生活二流」「経済大国・生活小国」の克服のために全方面に出されるべきではないのだろうか。中曾根民活は、臨調・行革路線の縮小均衡の財政政策のなかですすめられたものである。今まさにこの臨調・行革路線こそ問われているのであって、その問い合わせをせず、民活だけを続けることが日本経済の正しい方向であるはずがない。

「近来にないできばえ」など、概して八八年度経済白書に対する評価は高い。アメリカの「双子の赤字」の責任の指摘、資産格差の拡大に対する危機感等、白書に共感する点も多い。にもかかわらず、白書を通読して世上の評価への疑問は強くなるばかり、というのが率直な印象である。

(政策審議会事務局次長)



## 編集後記

“タカシ・ヒロセ症候群”という妖怪が日本を徘徊している。あの『危険な話』の著者である広瀬隆氏の問題提起をめぐる日本の原子力発電事情の総体のことである。この症候群の広がりに危機感を抱いた政府や電力会社は、百億円を超える巨費を投じて「原子力発電は安全です」という世論工作を本格化させている▼広瀬氏の反原発キャンペーンは今に始まつたわけではない。名著『ジョン・ウェインはなぜ死んだか』をはじめ『東京に原発を!』など、アイロニーも含めて原発の危険性の告発は年季が入っている。通産省や電力会社があわてているのは、広瀬氏の危惧がアメリカのスリーマイル事故に続くソ連のチエルノブイリ事故で現実のものとなり、反原発・脱原発の考え方方が大衆的な基盤をもち始めたからにはほかならない▼こうした原子力発電事情を反映したのかどうか不明だが、『デイズ・ジャパン』という雑誌が一〇月号で「いま“脱原発”を真剣に語り合おう」という特別企画を掲載している。多くの識者が脱原発への思いを述べて興味深いが、その中の傑作はタレント・作家でもある永六輔氏で「電力会社が不安だと言つてくれれば僕は一寸安心します」とある。政府や電力会社の“安全神

話”に対する痛烈な皮肉がある▼脱原発はすでに世界的な流れになりつつある。スウェーデン、オーストリア、イタリアなどが国家政策として脱原発を決め、西ドイツ社民党も新鋼領で原子力発電の中止を規定している。アメリカは新規増設を中止し、ソ連でも部分的見直しを始めた。そうした世界的潮流の中でフランスと日本のみが“原発王国”的異名をもつ▼フランスの原発は独自の核兵器開発と一体で進められてきた。米ソ両核大国に対抗する核武装はドゴール主義の根幹であり、フランスの左翼、右翼の別なく承認された。それがチエルノブイリ以降、大きく変わり始めたという。核武装で強固になつても、原発にミサイル一発が命中すれば、国中が放射能で汚染されてしまうことに気づいたからだ。そこでエコロジーとエネルギー問題の再考が始まっているという▼核武装を否定する日本の原子力事情は異なる。だが、専門家ではない広瀬氏に指摘されて、おたおたする政府や電力会社の“安全”とは何なのか。加えて電力関係労組も安全キャンペーンを強化するという。公開、民主、自主の原子力三原則を基本に、原発推進派と反原発・脱原発派の国民的総討論を起こすのが先決ではないのか。それを前提に、原発の賛否で国民投票を実施することが日本の民主主義を深化させることになる。

(N)

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円  
送料 一部 五〇円  
年間購読料 四二〇〇円（前納）  
ご送金は左記へお願いいたします。  
郵便振替 東京8-80821  
又は

大和銀行 衆議院支店  
普通 203888  
日本社会党政策審議会

政策資料編集委員会  
委員長 伊藤茂  
編集委員 岩垂寿喜男  
細谷治嘉  
小野信一  
小林恒人  
田中恒利  
中村茂  
水田稔  
久保亘  
福間知之  
矢田部理  
押田三郎  
佐間田勝美  
温井寛  
佐藤敬治  
上原康助  
河上民雄  
清水勇  
戸田菊雄  
永井孝信  
安田修三  
志苦裕  
村沢牧  
瀬尾忠博  
渡辺博  
浜谷惇  
本岡昭次  
松前仰  
河上民雄  
清水勇  
戸田菊雄  
永井孝信  
安田修三  
志苦裕  
村沢牧  
瀬尾忠博  
渡辺博  
浜谷惇  
本岡昭次

兼事務局長  
会計監査

佐藤敬治  
温井寛

本岡昭次

# もう一つの日本と世界

—21世紀への社会経済転換計画—

## 私たちの回答

歪んだ政治や社会を  
変えるために

### —内 容—

I もう一つの生活、もう一つの日本と世界を

II 社会経済の転換・われわれの設計図

(i) 転換のための七つの目標

1. 新しい豊かさ・生活の質の向上
2. 豊かな社会・人間の都市をつくる
3. 新しい産業政策、産業構造の展望
4. 財政・税制・金融政策の方向を変える
5. 世界に貢献する日本・グローバルな視点に立つ経済政策
6. 平和・軍縮の象徴となる日本
7. 豊かな人間性と文化の社会

(ii) 社会経済転換計画をすすめるプロセス

—二段階・二つの中期五カ年計画—

1. 21世紀への改革の前提条件
2. 第一段階・中期五カ年計画の基本的考え方
3. 豊かな社会への七つの改革プラン

III 国民の力が社会を変える。

## 本書の活用で選挙闘争の勝利を！

土井たか子委員長



会党の「もう一つの日本と世界」「二一世紀への社会経済転換計画」は、その一つの回答で、歪んだ政治や社会を変え、世界と共に生きる日本の現実は可能なのか。私たち社

伊藤茂政策審議会長

す。国政の場で、地域社会の中で、そして世界との交流の場で検証されることを願つてやみません。(本書「発刊にあたって」から)

いま税制改革をめぐる激しいたたかいに直面していますが、国政選挙闘争の勝利のために活用を希望します。(本書「あとがき」から)

## 発売中！

価格 600円 郵送料別

お申し込みはお早や目に

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

T E L 03(581)5111 内線3880-4

F A X 03(502)5857



昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1988年10月1日発行

政策資料第265号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

FAX 東京03(502)5857

**定価300円 (送料50円)**

---